新 潟 市 新 亀 田 清 掃 セ ン タ ー 整 備 ・ 運 営 事 業 に 係 る 入札説明書等に関する質問回答(第1回)訂正版

令和6年6月13日

新 潟 市

6月13日公表

以下の質問回答を追加しました。

- 様式集に関する質問に対する回答
 No. 35
- 8. 運営業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答 No.15~24

1 入札説明書に関する質問に対する回答

		1 1 0 0 0 0		0 / (1								
No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8		質問の内容	回答
1	1	第2章								入札説明書の	実施方針等(実施方針及び質問回答)は、本公告の範囲として有効と考えてよろしいでしょうか。また、その場合、本公告が優先すると考えてよろしいでしょうか。	針等を示したものであり、本公告 以降は有効ではありません。
2	3	第2章	9	(1)	1	(ウ)					実施方針時の質疑回答において、売電に係るインセンティブの有無に関して、入札公告時に示しますとありました。改めてうかがいますが、当初計画量より発電量が増加した際、事業者にインセンティブはございますでしょうか。たとえば、以下のような考え方をご検討いただけないでしょうか。インセンティブ=(実績売電量(kWh/年))×売電単価(円/kWh)×50%	
3	3	第2章	9	(1)	1	(ウ)				사크 224 기사 3/4	余剰電力の売電は市の所掌とし、市の収入とする。となっておりますが、運営事業者の努力により計画以上に売電量が増加した場合、運営事業者にインセンティブはございますでしょうか。	No. 2の回答を参照してください。
4	5	第2章	11							事業者選定ス ケジュール (予定)	対面的対話結果及び入札説明書等に関する質問回答 (第2回)の公表は令和6年9月上旬となっています が、質問提出日(令和6年7月12日)から約2カ月後と なり、時間がかなり開いてしまうので、前倒しのご検 討を頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
5	14	第5章	1	(4)	1	(7)				入札説明書等 に関する質問	様式第1号-2で提出することになっていますが、令和6年7月12日期限の第2回目質問も様式第1号-2を使う、ということでしょうか。それとも、第2回目質問は対面的対話における確認事項に含める形で様式第11号-2を使うということでしょうか。前者の場合は、第2回目質問と対面的対話における確認事項の内容が重複すると思われます。	用して提出してください。 なお、第2回の質問は、対面的対 話で確認したい事項以外の内容と し、様式第11号-2と重複しないよ
6	15	第5章	1	(9)	1					事前資料	事前資料(ア)(イ)について、提出から対面的対話の予定時期までの間に変更や追加修正が生じた場合、対話当日の追加資料配布は可能でしょうか。また、可能な場合の印刷物の部数についてご教示願います。	は、別途入札参加者に通知する対 面的対話実施要領に示します。
7	20	第6章	3								提案書の電子データ(CD-R)は3部とも副本でよろしいでしょうか。	提案書の電子データには、正本・ 副本両方のデータを格納するもの とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
8	20	第6章	3	(3)	1	(1)					要求水準に対する設計仕様書の提出要求がありますが、様式13号-1と内容が重複すると思われますので、新たにWordで仕様書を作る必要はない、と理解してよろしいでしょうか。	(3) イ(4) 要求水準に対する設計仕様書」は様式第13号-1に該当しますので、新たに仕様書を作成する必要はありません。
9	20	第6章	3	(3)	1	(ウ)	а	(a)	(i)		夏季・春秋季・冬季の設定は、c(a)(ii)電力に記載の様式第15号3-1 (別紙2)の3.※5と同じ区分と理解してよろしいでしょうか。	
10	21	第6章	3	(3)	1	(†)	a	(a)	(v)	田舟の里への	要求水準書P72に記載のとおり、田舟の里には全炉停止期間中を除き24時間熱供給を行うため、「有無別」というのは、「営業時間中(冬季、冬季以外)及び営業時間外の2種類別」と読み替えることとし、田舟の里に熱供給がないケースは提出不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	24	第7章	4	(1)						提案書	技術提案書は「様式集の順番で1冊にまとめ、A4版(A3判書類についてはA4判に折込み)・縦・横書き・左綴じとして提出すること」との記載がありますが、ファイル綴じ(キングファイル等)での提出という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	24	第7章	4								(1)技術提案書、(2)施設計画図書、(3)添付 資料及び提案図書概要版 については、片面で差し支 えないでしょうか。	A3判の様式は片面印刷としてくだ さい。
13	24	第7章	4	(2)						提案書	「施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号 (1/●~●/●)をふり、受付グループ名を右下欄に 記入する。」とありますが、施設計画図書の頁数は非 常に多いため、通し番号については、「(ア)施設概 要、(イ)要求水準書に対する設計仕様書」などの章ご とにつけてもよろしいでしょうか。	
14	25	第7章	4	(5)						提案書	「ロゴマークや商標登録名称等の使用を含め、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること」とありますが落札者決定基準における評価の視点で、具体性、実効性を求められていることから、提案内容の具体性、実効性を示すためにも、構成企業以外の企業名、ロゴマークは必要に応じ使用可能と理解してよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
15	25	第7章	5							施設計画に係	場所は右下でよろしいでしょうか。	
16	25	第7章	5							る提案概要	ことでよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照してください。
17	26	第7章	6	(3)						保険	市は、本施設の損害を担保する目的の保険に加入する 予定はないとありますが、全国市有物件共済会の建物 総合損害共済含め一切の保険に加入しないのでしょう か。高騰している火災保険等、もし貴市にて加入を予 定している保険を検討していましたら、その内容をご 教示願います。	害共済へ加入することとしますの で、入札説明書を読み替えてくだ
18	26	第7章	6	(4)						要求水準書範囲外の提案に	要求水準書に規定されている内容(業務範囲及び仕様)以外の提案については、例えば上乗せ提案の中でも金額に大きく係わってくるような独自提案を実施することがあれば、質問や対面的対話において貴市の意向を確認させていただくという認識でよろしいでしょうか。	(業務範囲及び仕様)以外の提案 を行う場合は、金額に関わらずす べての提案について質問や対面的
19	26	第7章	6	(4)						要求水準書範囲外の提案について	「要求水準書に規定されている内容(業務範囲及び仕様)以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。」とあります。対面的対話実施以前に検討している内容については事前に貴市に確認させていただきますが、以降の検討内容について貴市からご了承をいただくことが難しいため、提案内容の実施可否については事業期間中に貴市との事前協議をお認めいただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
20	26	第7章	6	(5)							「売電に係る契約の契約者は市」とありますが、アンシラリーサービス料金も貴市所掌との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	26 31 別紙 2	第7章	6	(5)							売電に係る契約の契約者は市様所掌となっておりますので、事業範囲外となる売電に係る買取り単価の提案は評価対象外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
22	26	第7章	6	(6)						業務の委託	「事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、市の承諾を得た場合はこの限りではない。」とありますが、市の承諾は、落札後との認識でよろしいでしょうか。また想定する承諾基準をご教授ください。	みのとおりです。 承諾基準については、委託の時期 及び内容に応じて、市と事業者で
23	28	第8章								その他	ローン等)にて空撮させていただくことは可能でしょうか。	可能とします。 下記により、市にお申込みください。 申込方法:メール 申込時の記載事項 希望日時(候補3つ) 参加者(社名、氏名) 空撮可能期間 令和6年10月4日まで 申込時の実施概要(撮影範囲、飛行高さ等を明記)
24	29	別紙1								用語の定義 「処理不適 物」	「処理不適物」の定義として「焼却処理に適さないもの又は設備に不具合が発生すが、「焼却処理に適さないもの。」と定められておりますが、「焼却処理困難物」に記載された品目との理解でよってでしょうか。また、運営業務委託契約書第23条において受注者側にを見体的においただけで、が困難となります。したがいましていただけの対対をしまります。したがいましていただけの対対をしなる品目を具体的にお示しいただいでは表し、現時点で具体的にお示しいただいでは議いたがいるには、応礼後のしいでしょうか。もし、応礼後のしいでしょうか。といると理解してよろしいでしょうか。	のとおり、処理不適物は、市と事 業者の協議により定めるものとし

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
25	33	別紙3	3	(2)	ġ					運営業務に係	「運営業務委託料(固定費)の1回あたりの支払額は、 運営期間にわたり平準化した各年度の固定費を12で除 した金額とする。」とありますが、人件費は定期昇給 のため右肩上がりに増加していくこと、補修費用は年 度毎に変動し、運営開始初期は低めに、運営業務期間 の中期から後期にかけて右肩上がりに増加する傾向に あります。なお書きにも「固定費(補修費用)に あります。なお書きにも「固定費(補修費用)に は、市と事業者が協議のうえ、補修計画を見直すこ とはできるが、当該固定費(補修費用)の事業務委託判 の総額は変更しない。」とあるため、運営業務委託料 (固定費)若しくは固定費(補修費用)は年度毎に変動 をお認め頂きたくお願いいたします。	原文のとおりとします。
26	34	別紙3	4	(1)						標のご提案	「なお、当該指標は、落札者決定後、…、協議を行い落札者の提案する指標により事業契約を締結することができる」とあります。提案する物価変動等の指標の提示時期についても、入札時ではなく落札者決定後の理解でよろしいでしょうか。	は、様式第15号-6-4(別紙2)及 び(別紙3)の「改定指標(提 案)」欄に提案する指標を記入の 上、入札提案書類提出時に提出し てください。
27	34	別紙3	4	(1)	1					連宮業務に係 る対価	「各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する」とありますが、運営事業者と各供給事業者等との間の次年度受給契約(見込みも含む)の内容に基づき貴市と協議し、変更しない合理的な理由が無い限り、原則、改定が行われるものと考えてよろしいでしょうか。	者と各供給事業者等との需給契約 の内容に基づき判断します。
28	35	別紙3	4	(2)						改定の条件	初回の改定に関して「比較対象は令和6年10月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値とする)。」とありますが、ご指定の「日本銀行調査統計局」の改定指標は公表から約1年後に「確定値」が再公表されるのが慣例的であり、令和6年10月末時点の改定指標(公表値)は令和11年8月末時点の改定指標(確定値)と異なる可能性があります。初回改定時には、「公表値」ではなく「確定値」を使用するものと考えてよろしいでしょうか。	月末の改定指標は、確定値としま
29	37	別紙5								リスク分担表	法令等の変更リスクの「法令」は、建設工事請負契約 書第1条第2項第5号の「法令変更」の「法令」と同様 に考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
30	37	別紙5								リスク分担表		は、基本的な考え方を示したものであり、すべてのケースを事業契約に規定できるものではありませ
31	37	別紙5								リスク分担表	量、地質調査部分に関するもの」におけるリスク負担	況等に応じて、協議のうえで判断
32	38	別紙5										下回った場合の費用負担は、お見 込みのとおりです。また、このほ
33	38	別紙5	注5							受入対象物の 質の変動	計画ごみ質の範囲内であっても定常的な偏りが継続した場合は事業継続に影響するため、協議に応じていただける認識でよろしいでしょうか。	協議は行います。
34	38	別紙5	注6							受入対象物の		ては、運営業務委託契約書(案)
35	41	別紙6	3	(1)						達成時におけ る減額の算定 式	「残渣発生量未達成時における減額の算定式」に「埋立に係る費用(処理費、運搬費)」とあります。焼却残渣(主灰・飛灰処理物)の1tあたりの処理費および運搬費について、至近の実績単価もしくは想定されている単価がございましたらご教示ください。	処理費: 2.1万円~2.8万円/t程度

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
36	42	別紙6	3	(1)						係る減額等の 措置	価、運搬費は当該年度の1 t あたりの焼却残渣等の運搬費用」との記載がありますが、今回入札時の費用試算用の単価をご指示いただけないでしょうか。	
37	41	別紙6	3	(1)	※ 3					補正後の提案	ごみ量、ごみ質(実績値)等による補正方法は事業者 から方法を提案したうえでご協議となると理解してよ ろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に関する質問に対する回答

	27			の貝巾	11-71/	9111						
No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
1	4	第1	2	(1)	ク	(7)				敷地の範囲・ 工事範囲	「添付資料1 市所有の敷地の範囲」と「添付資料2 現況配置図」で北側の境界が異なりますが、添付資料1の境界点S-13、R-1~R-22、S-1が境界と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	第1	2	(1)	ク	(1)				敷地の範囲・ 工事範囲	今回の建築基準法上の計画通知における計画敷地の範囲をご教示願います。	添付資料1に示すとおりです。
3	4	第1	2	(1)	ク	(1)				敷地の範囲・ 工事範囲	計画敷地内に「田舟の里」がある場合、建築基準法での敷地内に2つの用途が存在しますが、ごみ処理施設と「田舟の里」が建築基準法上において用途上不可分という位置付けでしょうか。	
4	4	第1	2	(1)	þ					敷地の範囲、 工事範囲	工事範囲であり、管理対象は工事で 設置したものという理解でよろしい でしょうか。そうでない場合は具体 的にお示しいただけないでしょう か。	添付資料3に示す工事範囲、本工事で設置したものに限らないものとして下記が想定されます。 ・添付資料3に示す工事範囲外であるが本工事で設置したものとして、北側に敷設する雨水放流に係る設備、水道取出管(改修必要な場合)等 ・本施設のために既存利用した場合のものとして、北側擁壁やフェンス、水道取出管等・その他として、現施設解体後に設置予定の建設用地西側のフェンス等 なお、田舟の里及びそれに付帯する設備(本工事で設置したもの含む)等は管理対象外です。
5	4	第1	2	(1)	ケ					事業スケ ジュール		実施設計を踏まえた電気事業者との協議により決定します。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
6	5	第1	2	(2)	Ŧ					地質	ついては、形質変更しないことを基本とし変更する場合は、対策費用は建設事業者の負担とする。」とされておりますが、事業者側の帰責事でによらず又は不可抗力により形質変更に至る場合には貴市にて費用負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	当該区域の形質変更をしない工事計画において、不可抗力により形質変更に至るケースを 想定していませんが、必要に応じて協議を行 うものとします。
7	5	第1	2	(2)	Н					地質	田舟の里付近において土壌調査を行い、予期せぬ地中埋設物があった場合、費用及び工期は協議していただけると理解してよろしいでしょうか。	提示した資料から推察できず、予期しない地中障害物等の対策費用及び工期は協議を行います。
8	5	第1	2	(2)	オ					土地利用規制	計画敷地は、「ごみ処理施設」として都市計画決定済との記載により、都市計画決定済のため、「建築基準法第51条ただし書き」の許可は不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	5	第1	2	(2)	才	(7)				都市計画区域	計画敷地は、市街化調整区域である ことにより、計画通知申請する際 に、都市計画法や建築基準法に関し て事前に必要な協議・許認可・届出 がありましたらご教示願います。	必要な協議・許認可・届出はありません。
10	5	第1	2	(2)	才	(7)				都市計画区域	都市計画法第29条の開発許可については、開発許可不要の公益上必要な建築物(ごみ処理施設)として考え、開発許可不要と考えていますが、今回許可不要の場合でも必要な届出、各協議がありましたらご教示願います。	必要な協議・届出はありません。
11	5	第1	2	(2)	カ	(7)				電気	「添付資料8 系統連系状況」について、最大受電電力量に加え、保護装置及びその整定値に関して特記すべき内容がありましたらご教示願います。	特記すべき内容はありません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
12	6	第1	2	(3)	カ	(ウ)				排水	「本施設からの時間最大排水量は、0.002㎡/s以下とする」とありますが、想定排水量が超える場合、排水槽を設け制限値以下とする必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	6	第1	2	(2)	カ	(ウ)				排水	「本施設からの時間最大排水量」は、本施設の生活排水及びプラント 排水の合計量と理解してよろしいで しょうか。	お見込みのとおりです。
14	6	第1	2	(2)	カ	(ウ)				排水	「本施設からの時間最大排水量は、 0.002m3/sとする」と記載あります が、田舟の里の排水量を除く値と理 解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	6	第1	2	(2)	'n	(†)				排水	管を設置し山崎排水路へ放流する計画となっていますが、①放流位置、②接続方法に指定はありますでしょうか。 また、道路横断・山崎水路との接続	放流位置、接続方法は契約後の協議となりますが、矢板にスリーブ等を設け接続する形となります。なお、洗堀防止のため、排水口下部にかごマットの設置等の対策が必要となります。 放流管設置に伴う工事は、道路工事を含め、全て本工事に含みます。
16	6	第1	2	(1)	カ	(ウ)				排水	下水道配管を建設用地まで延長する 時期をご教示願います。	詳細は未定ですが、令和10年度中には完了する見込みです。
17	6	第1	2	(3)	ħ	(1)				燃料	「工事範囲の境界までの配管は、北陸ガス株式会社の所掌にて整備するため、引き込み位置等必要に応じて協議を行うこと。」とありますが、北陸ガス株式会社との協議は入札段階において行ってよろしいでしょうか。	入札段階での協議を可とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
18	6	第1	2	(3)	'n	(1)				燃料	「都市ガスの引き込み等に係る工事 負担金は、「添付資料15 都市ガス負 担金試算条件」の条件下で発生しな い見込みであるが、設計の結果、負 担金が発生する場合は建設事業者の 負担とする。」とありますが、敷地 条件によるものであり、負担金については貴市負担又は精算いただけないでしょうか。	
19	6	第1	2	(3)	カ	(1/2)				燃料		大幅に能力が下がる場合、能力が上がる場合のどちらにおいても、負担金が発生する場合の負担は建設事業者とします。
20	8	第2	1	(1)	ゥ	(7)	С			計量棟	ますが、工場棟との合棟を提案させ	別棟での提案を基本としますが、直接搬入車 両の受付を含め、有効な提案であれば可とし ますので、対面的対話にて説明してくださ い。
21	9	第2	1	(1)	I	(I)				許認可申請に 係る経費		許認可申請に係る経費は、市が行う申請、届出を除き、事業者の負担とします。
22	9	第2	1	(1)	I	(1)	d			関連設備の整 備等	建設工事用大型クレーン設置等による建設工事期間中の電波障害対策工事費用については、貴市負担と理解してよろしいでしょうか。	事業者負担とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
23	9	第2	1	(1)	I	(4)	d			関連設備の整 備等	電波障害の事前調査は机上検討と理解してよろしいでしょうか。	事前調査は、机上検討及び現地調査を行ってください。 なお、現地調査では、机上検討に基づく調査対象建物周辺の状況調査及び電測車による路上等での受信状況調査、測定を行うことを想定しています。
24	10	第2	1	(1)	Н	(4)	f			官公署などへの申請	の取り扱い解釈等について確認したい場合、関係官公署へ提案書提出前に案件名を伏せた上で事前相談を行ってもよろしいでしょうか。	
25	10	第2	1	(1)	н	(4)	f			官公署などへの申請	行政庁である新潟市の建築行政課様の審査となりますが、省エネ適判については、申請先に関して指定はございますでしょうか。 指定があれば申請先をご教示願いま	省エネ適判の申請先は、本市の建築行政課と なります。 構造適判は、民間機関となりますが、本市で 指定はしていません。
26	10	第2	1	(1)	エ	(1)	æ			周辺住民対応		数百部を想定していますが、今後の地域住民 との協議を踏まえて決定します。
27	10	第2	1	(1)	т	(1)	æ			周辺住民対応	本施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応やエ事説明会を市と連携して行うとありますが、何回ほど予定しているのでしょうか。	回数の想定は現時点でありません。
28	12	第2	1	(2)	1	表2-1				計画処理量	表2-1中の焼却処理量(定常)は、前 貢の(2)アに記載の、(I)災害廃棄物 (非定常的に発生)を除いた、(ア)燃 やすごみ、(イ)可燃残渣、(ウ)脱水汚 泥等、(オ)小動物を合計した量との理 解でよろしいでしょうか。	

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
29	12	第2	1	(2)	1	表2-1				焼却処理量 (定常)	要求水準書の表2-1には102,807t/年とありますが、添付資料18の表6(6ページ)に記載の新焼却施設のR12年度の処理量102,679t/年と異なっております。 R12年度の処理量は表2-1が正であり、かつ、要求水準書の表2-3に記載の計画ごみ質は不変と理解してよろしいでしょうか。	
30	12	第2	1	(2)	1	表2-2					各年度の推計値について、添付資料 18ごみ質設定資料のP8に記載されている「新焼却施設に搬入されるごみから製品プラスチックを50%及び90%除いた場合」で除かれるべき製品プラスチック量は考慮されていない前提(製品プラも引き続き新亀田清掃センターに搬入される前提)と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	12	第2	1	(2)	ゥ						資源物の定義についてご教示ください。 47頁表2-21のスクラップ(鉄、アルミ)が該当すると理解してよろしいでしょうか。	分別後に有価で売払い可能なアルミ・スチール・小型家電が該当します。
32	12	第2	1	(2)	Н					処理不適物		受入基準を満たしておらず、焼却処理に支障があるものを処理不適物としています。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
33	13	第2	1	(2)	t	表2-3				計画ごみ質	ただいた元素組成について、「添付資料18 ごみ質設定資料」内のP.23 「資料9 元素組成調査結果」をもとにP.13「表17元素組成のよりにで設定されていますが、よりにで設定されていますが、とのではなり、大力で設定を指する。 が、よ28内の有効数字が1桁となっている、大力をでででは表れている。 「ではなりでする。」では、1000円では、100	要求水準書の「表2-3 計画ごみ質」並びに 「添付資料18 ごみ質設定資料」内のP.13 「表18 計画ごみ質(元素組成を含む)」に 示す計画ごみ質の元素組成の有効数字を次の 2桁表示に読み替えるとともに、「添付資料 18 ごみ質設定資料」内のP.13「表17元素組 成の加重平均」についても亀田清掃センター と新焼却施設の元素組成も有効数字2桁に変 更するものとします。 計画ごみ質の元素組成を下記のとおり訂正し ます。 炭素57.0%→56.98% 水素8.2%→8.15% 窒素1.1%→窒素1.13% 揮発性塩素0.5%→0.51% 全硫黄0.1%→0.13% 酸素33.1%→33.10%
34	14	第2	1	(2)	カ	(1)				搬出	者にて設定してもよろしいでしょうか。 もし、不可の場合は、搬出車両の頻 度と時間を貴市にて設定いただけな	市施設及び民間施設への搬出は、要求水準書に示す搬出日及び受付時間を原則として、市の所掌にて搬出車両の手配、運搬を行います。 搬出車両の頻度及び時間については、搬出業者が決まっておりませんので、現時点で設定はできません。
35	14	第2	1	(2)	カ	(1)				搬出	搬出車両の頻度及び時間帯は、表2-5 及び2-6を満たす前提で事業者による 提案と理解してよろしいでしょう か。	

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
36	14	第2	1	(2)	+	表2-7				主な搬入出車 両の仕様	搬出車両にスクラップを運ぶHIAB車が指定されていますが、スクラップとは直接搬入者が持ち込む鉄やアルミでできている製品のうち、スクラップとして再利用可能なごみ、ということでしょうか。	
37	14	第2	1	(2)	+	表2-7				焼却残渣運搬 車両	表2-7中では深あおりダンプ/積載量10tとありますが、表2-8中では総重量20tダンプ車とあります。表記が異なりますが、同じ車両と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、車両寸法等の詳細をご教示願います。	同じ車両を意図しています。
38	14	第2	1	(2)	+					ごみの搬入・ 搬出形態	の搬出車両は、積載量10tの脱着装置付コンテナ車と記載があります。一方、「要求水準書P47 表2-21」に不燃ごみの保管容器は「8m³コンテナ」とあることから、不燃ごみおよび処理困難物の搬出車両は、8m³コンテナを搬出することを相定し、積載量4t	なお、表2-7の記載は、下記のとおり訂正します。 ○搬出 施設間運搬車両 破砕施設

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
39	14	第2	1	(2)	+					について	19 既存施設のごみ搬入車両実績」 …に示す」とあり、今回の公告資料 では実績台数をご提示いただいた一	ステーション収集(直営・委託)及び許可の 合計台数 74,000台/年 ※施設統合による増加台数の設定
40	15	第2	1	(2)	þ	表2-8				最大となる搬 入出車両	が、12頁の1(2)ウ直接搬入ごみの種類に記載の「資源物」と14頁の1(2)	12頁の1(2)ウ直接搬入ごみの種類に記載の 「資源物」は、選別後に有価で売払い可能な アルミ・スチール・小型家電が該当し、表2- 7に記載の「スクラップ」は、資源物の内の アルミ・スチールのみを指します。
41	15	第2	1	(2)	9					最大となる搬 入出車両	「表2-8 最大となる搬入出車両」にある以下に示す車種について寸法をご教示願います。 1. 車種搬入車両・10t強力吸引車・総重量22t脱着コンテナ車搬出車両・総重量20tダンプ車・総重量22tHIAB車 2. 寸法 全幅、全長、全高、最小回転半径、ホイールベース	メーカーや型式、年式により異なるため、提示した条件で計画してください。
42	15	第2	1	(2)	2					最大となる搬 入出車両	「表 2-8 最大となる搬入出車両」について、車両導線計画のために、車両諸元(全長、ホイールベース、最小回転半径等)をご教示いただけないでしょうか。	No. 41の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
43	15	第2	1	(2)	ケ	(7)				年間稼働日数	の記載がございますが、令和12年度 焼却予定量の102,807t/年において満 足すればよいとの理解でよろしいで	年間稼働日数として1炉280日以上の能力を求めるものであり、3炉それぞれが280日以上稼働する運転計画とする必要はありません。ごみ処理量、補修計画に応じた適切な運転計画としてください。
44	21	第2	1	(3)	ア	(4)				工場立地法		
45	24	第2	1	(4)	オ	(7)	a			材料及び機器	「a 本要求水準書で要求される機能 (性能・耐用度を含む)を確実に満足 できる。」と記載ありますが、国内 の一般廃棄物処理施設に納入し稼働 した実績をもつ工場であれば、ボイ ラ及びプラント鉄骨等を海外でも製 作できるものと解釈してよろしいで しょうか。	要求水準書を満足することを条件に、提案を可とします。
46	24	第2	1	(4)	オ	(7)	b			材料及び機器	「b 主要部品は原則として JIS 等の 国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等である。なお、こる主要 の範囲は受注後の協議による。」 記載ありますが、ボラ非耐圧国内の と記載ありますがいでして は国内の 一般廃棄物処理施設に納入し稼働した 実績があれば成分・強度がJIS規格 と同等のと解釈してよる 使用できるものと解釈してようか。	

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
47	24	第2	1	(4)	オ	(7)	b			材料及び機器	国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等である。なお、主要部品	No. 46のとおり、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績が望ましいと考えていますが、受注後に協議に応じることは可能です。
48	24	第2	1	(4)	オ	(7)	С			材料及び機器	については、発注者が承諾した検査 要領書に基づく検査を原則として 内において実施できるようにす る。」と記載ありますが、お立会い 検査に必要な費用を建設事業者が負 担することで海外工場でも検査を実 施できるものと解釈してよろしいで しょうか。	市が海外調達を認めた機器等について、必要と判断した場合は、海外工場における検査を可とします。 なお、立会に伴う市の経費は市の負担とします。
49	24	第2	1	(4)	ク	(4)				工事	「作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。」とありますが、ご協議の上、作業状況に応じて残業を行わさせていただくことは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
50	25	第2	1	(4)	П	(‡)				環境保全	「工事車両関係車両により既存道路 等の破損が生じた場合は、補修を行 うとありますが」とありますが、 存道路の劣化もあり、工事関係車 以外による破損も想定されます。 修を行うのは、破損の原因が工事関 係車両によるものと明らかな場合と 考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	25	第2	1	(4)	Ħ					保険への加入	加入日は事業契約締結日(令和7年3月)でしょうか、もしくは事業契約成立日(令和7年7月)でしょうか。	
52	25	第2	1	(4)	シ	(7)				別途工事との 調整	現時点で敷地内で予定している貴市 発注の別途工事がありましたら、工 事概要についてご教示願います。	現時点で予定している工事はありません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
53	27	第2	1	(4)	チ					各工事積算内 訳書の作成	時の協議により積算要領を決定するものと理解しますが、基本的には建解しますが、出たる、公共とのとは、一個のと、一個のと、一個のと、一個の単価では、一個の単一の単一の単一の単一の単一の単一の単一の単一の単一の単一の単一の単一の単一の	お見込みのとおりですが、積算要領の詳細は 受注者との協議により決定します。
54	28	第2	1	(6)	ア	(I)				現場管理	「工事に際して生じる発生残材は、 全て構外に搬出し…」とあります が、杭工事において発生する杭残土 も場内での自ら利用は不可との理解 でよろしいでしょうか。	建設発生土として再使用できるものについて は、場内で利用可能です。
55	29	第2	1	(6)	ゥ	(1)				仮設工事	工事範囲の仮囲いについて、仕様 (高さ・材質等)の指定はございま したらご教示願います。	3mの鋼製を標準とし、工事内容に応じた周辺 環境配慮、安全性等を踏まえて設定してくだ さい。
56	29	第2	1	(6)	ゥ	(1)				仮設工事	「仮設事務所内には、30名程度が収容可能な会議室を設ける。」と記載がありますが、工事側が設置する会議室との兼用でもよろしいでしょうか。	市側で優先利用することを条件に兼用を可とします。
57	29	第2	1	(6)	ゥ	(ב)				仮設工事	仮設用地として無償で貸与可能な 「添付資料 21 工事での利用可能範 囲」は、原則現状復旧にてご返却す ることになると考えておりますが、 ご協議の上、仮設砕石敷等の仮設整 備したままの状態でご返却とするこ とも可能でしょうか。	協議のうえ、その後の施設管理で問題ないと 判断できれば、認めることとします。
58	30	第2	1	(7)								1日当たりの回数指定がある項目は、1日当たりの指定回数の3日分以上の分析が必要です。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
59	32	第2	1	(7)	ゥ	(7)	а	表2- 20		引渡性能試験 等の方法 低周波音	心身に係る苦情に関する参照値および物的苦情に関する参照値(「低周波音問題対応の手引書(平成16年環境省環境管理局大気生活環境室)」)の対象周波数範囲にならい、1/3 オクターブバンド中心周波数のうち5Hz~80Hzの範囲の各周波数毎に、平坦特性音圧レベルが90dB以下と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	36	第2	1	(10)						正式引渡し	引渡し時の竣工式や着手時の起工式 について実施するものと理解してよいでしょうか。 また、実施する場合の費用は、竣工 式は貴市、起工式は建設事業者にて 負担するものと理解してよいでしょ うか。	お見込みのとおりです。
61	37	第2	2	(1)	ア	(1)				本施設の配 置・動線	入口は北側の道路、東側の道路より 進入と記載されていますが、現在の 東側入口に架けられている渡河施設 (門型ボックス) は撤去もしくは存 置、どちらで考えればよろしいで しょうか。	既存の渡河施設は撤去してください。
62	37	第2	2	(1)	ア	(4)				本施設の配 置・動線	と直接搬入車両は原則として動線を	直接搬入受入ヤードに出入りする車両については直接搬入車両との動線分離は求めませんが、安全性、円滑性に配慮してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
63	37	第2	2	(1)	ア	(#)				本施設の配 置・動線	配慮する。とくに、直接搬入車両は 受付に時間を要するため、十分な渋	
64	37	第2	2	(1)	ア	(4)				本施設の配 置・動線	「煙突は~、極力南西側に配置する。」とありますが、煙突は工場棟の中心から南西側に配置すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	38	第2	2	(1)	1	(I)				本施設の配 置・動線	物処理依頼書」は本事業にも適用さ	現在の「廃棄物処理依頼書」と同内容を確認・記録できることを条件に、受入の円滑化に資する提案を認めます。 なお、提案する場合は対面的対話にて説明してください。
66	38	第2	2	(1)	1	(I)				料金徴収代行		キャッシュレス決済手数料は市の負担とします。導入するサービスは受注者との協議により決定します。
67	38	第2	2	(2)	ア	(7)				災害対策	敷地南東角の道路部分に現在屋外消 火栓がありますが、今回の計画にて 消防用水として使用可能でしょう か。 使用可能な場合、消火栓の型式・仕 様等をご教示願います。	使用できません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
68	39	第2	2	(2)	1	(4)	b	(a)	v)		建築物の高さが45m超となる場合、時刻歴応答解析と大臣認定の取得が突になりますが、建屋一体型の煙突は建築基準法施行令第2条1項6号外に該当する屋上突出物としのとは発表をはいる場合、建築よりに算入される場合、建築基外高さにでりようかる場合により、外高さ行令第2条1項6号口によき建築物高たり12mを減じた高さを建築物高として計画してよろしいでしょうか。	建築物の高さの考え方についてはお見込みのとおりですが、建築基準法施行令第2条1項6号のいずれに該当するかは実施設計図等を基に市が判断します。
69	40	第2	2	(3)	y					寒冷地対策	ドヒーティングを行う。」とありますが、①貴市にて現在稼働中の一般 廃棄物処理施設(亀田清掃セン ター、新田清掃センター、鎧潟ク	①現施設は、ごみ計量機前後にロードヒーティングを設置していましたが、現在は稼働しておりません。それ以外の施設では、機械除雪または、消雪パイプでの融雪となっています。 ②要求水準書のとおりとします。
70	40	第2	2	(3)	ス					官庁施設の積 雪・寒冷地設 計基準	「(添付資料24 官庁施設の積雪・寒 冷地設計基準(北陸地方整備局))に従 う。」とありますが、本基準を参考 に建設地の気候を考慮して、事業者 にて計画し、協議させていただくと いう理解で宜しいでしょうか。	
71	41	第2	3	(1)	ア	(t)				歩廊、階段等	うにする。」とありますが、主要通 路の中央部は突起をなくして安全を	要求水準書のとおりとします。ただし、通路 以外にある柱等について、危険性がないと判 断できる箇所については本規定は適用しませ ん。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
72	41	第2	3	(1)	1	(1)				機器、配管等	「水中ポンプにいては予備機を設ける。」とありますが、倉庫予備の提 案は可能でしょうか。	提案を可とします。
73	41	第2	3	(1)	1	(1)				機器、配管等	実施方針質問回答No.50にて「水中ポンプは倉庫予備の提案も可」と回答いただきましたが、水中ポンプは倉庫予備も可能と理解してよろしいでしょうか。	No. 72の回答を参照してください。
74	42	第2	3	(1)	т	(‡)				安全対策	有害ガスの発生及び酸素欠乏場所としての対策が必要なピット・槽等にはマンホール ϕ 600以上を設けますが、機器・装置等に設けるマンホールの大きさは安全に留意した上でメーカーへー任と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
75	43	第2	3	(2)	ア	(†)	С			ごみ計量機	44頁 特記事項eにおいて「仕様は「第2 1 (2) キ ごみの搬入・搬出形態」、「第2 1 (2) ク 最大となる搬入出車両」に示す搬入出車両はなものとする。」とありますが、対応可能な場合には、ご記載の積載台寸法より小さい積載台寸法の提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	
76	44	第2	3	(2)	ア	(1)	d			ごみ計量機	「1回計量(搬入時のみ計量し、事前登録した風袋重量を差し引いてごみ量を算定する)」とありますが、38頁の2(1)イ(イ)では、「全ての搬入車両は2回計量とする」とあります。現状は2回計量だが、将来対応として1回計量に対応できるシステムを構築する、というご要求と理解すれば良いでしょうか。	
77	44	第2	3	(2)	ア	(1)	t			ごみ計量機	ICカードリーダを標準とありますが、ICカードに代わる同等以上の機能を有する事業者提案は可能でしょうか。	提案を可としますが、詳細は受注者との協議 により決定します。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
78	44	第2	3	(2)	ア	(1)	t				車両認識方式はICカードリーダを標準とありますが、省力化、利便性を考慮し他の方式を提案してもよろしいでしょうか。	No. 77の回答を参照してください。
79	45	第2	3	(2)	ア	(4)	У				硬貨の変更を考慮したものとすると ありますが、運営開始後の変更対応 を行う際の費用は貴市負担でよろし いでしょうか。	お見込みのとおりですが、機種選定において、紙幣・硬貨変更の作業面、費用面を考慮してください。
80	45	第2	3	(2)	1	(#)	b			プラットホー ム	「プラットホームは2階に設置とする」と記載がありますが、要求水準書P.120に示される「地下水の揚水量低減」を図るためプラットホームを「2階以上」としてご提案してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
81	45	第2	3	(2)	1	(力)	f			プラットホー ム	「監視室内に給排水設備を設ける」 とありますが、例えば手洗栓や流し 台など具体的に必要な設備をご指示 ください。	直接搬入受入ヤード監視室と同様に、手洗器を設けてください。
82	47	第2	3	(2)	I	(ħ)	С	(d)		直接搬入受入ヤード		小型家電に限らず、ごみ種の分別のために簡易的に分解できるものが該当します。
83	47	第2	3	(2)	エ	(ħ)	С	(d)		直接搬入受入ヤード	「電化製品からの電池(一次電池、 二次電池とも)の抜取りなど、品目 に応じて、簡易分解等を行う」とあ ります。簡易分解の作業負荷を想定 するため、対象となる電化製品の品 目ごとの想定数量および分解の程度 についてご教示ください。	ご提示できる資料はありません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
84	47	第2	3	(2)	Ŧ	(ħ)	表2- 21			直接搬入受入ヤード	ンテナが8m3×1台となっていますが、P.14搬入出車両では積載量10tとあるため20m3コンテナを想定します。 8m3と20m3でどちらが正でしょうか。	8m3 (4t車) を正とします。なお、表2-7「搬出 施設間運搬車両 破砕施設 不燃ごみ」における記載はNo.38の回答のとおり訂正します。
85	47	第2	3	(2)	Н	(4)	表2- 21			直接搬入受入ヤード	の不燃ごみ(粗大含む・破砕処理不可)」とは、14頁の表2-7に記載の「処理困難物」と同じものを指しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、表2-7「搬出施設間運搬車両 埋立施設 処理困難物」における記載はNo.38の回答のとおり訂正します。
86	47	第2	3	(2)	н	(ħ)	表2一 21			直接搬入受入ヤード	ため、車両寸法、保管容器の所掌 (運営事業者or搬出事業者)及び搬 出頻度を明確にしていただけないで しょうか。	車両寸法は最大でスクラップはHIAB車、その他は脱着装置付コンテナ車(4t)を想定しています。保管容器の所掌については、脱着等置付コンテナ車のコンテナは市(委託業者含む)とし、それ以外の容器等の所掌は運営事業者とします。 搬出車両の頻度及び時間については、現時点でお示しできませんが、できるだけ選別物毎の搬出タイミングが重ならないように市側で調整します。
87	47	第2	3	(2)	Н	(力)	表2- 21			直接搬入受入ヤード	事業者が容器を用意する場合、容器 は搬出後に返却されるものと理解し てよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	47	第2	3	(2)	Н	(ħ)	d			直接搬入受入ヤード		提案を可としますが、コンテナ等の詳細は市 との協議によります。
89	47	第2	3	(2)	Ŧ	(1)	d			直接搬入受入ヤード	搬出先はどちらも対応可能であり、 本提案事業者が最良と考える貯留容	お見込みのとおりです。 ii)による場合は、コンテナ1基分以上の貯留スペースを確保可能な貯留容器及び運搬車への積み込み方法を提案してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
90	47	第2	3	(2)	I	(ħ)	d				「選別物の貯留量は、「表2-21 直接搬入受入ヤードにおける保管品目及び容器等」に示す市が想定する1回あたりの搬出量以上」とありますが、表2-21「容量/個数」列に示されている数量が、1回あたりの搬出量を指すものと理解してよろしいでしょうか。	
91	47	第2	3	(2)	エ	(ħ)	d			直接搬入受入ヤード	る保管品目及び容器等」に示す品目の うち、車載コンテナで保管しない品	搬出車両に応じたものであり、かつ、保管容器種類にプラ容器等や袋と記載している品目については、搬出先で人力で荷下ろし可能なサイズ、重量であることを前提に提案を可能とします。
92	47	第2	3	(2)	ェ	(ħ)	d			直接搬入受入ヤード	「表2-21 直接搬入受入ヤードにおける保管品目及び容器等」に示す容器(プラ容器、車載用コンテナ等)について、搬出後の空容器を次回搬入時に本施設へ返送いただき、同容器を保管に再利用できるものと理解してよろしいでしょうか。	
93	48	第2	3	(2)	ェ	(力)	е			直接搬入受入ヤード	時間内に行う・・・」とあります	搬出時間は運搬を手配する市が決定しますが、できるだけ選別物毎の搬出タイミングが 重ならないよう調整します。
94	48	第2	3	(2)	エ	(力)	f	(d)		直接搬入受入ヤード	直接受入ヤードに設置する直接搬入 者用トイレに必要な便器の数等の条 件をご教示願います。	プラットホーム、直接搬入受入ヤードのトイレはいずれも男女別とし、下記とします。 プラットホーム 男性用 小便器2 大便器1 女性用 大便器1 直接搬入受入ヤード 男性用 小便器2 大便器1 女性用 大便器1

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
95	48	第2	3	(2)	オ	(ウ)	а			直接搬入受入ヤード出入口扉		耐風圧性能S-5 (2400Pa、風速62m/s) 以上 としてください。
96	49	第2	3	(2)	'n	(1)				ごみ投入扉	ングボックスは「プラットホームで 受け入れる場合のごみピットへの転	軽トラック等による枝木等など、一度に多量 の可燃ごみを受け入れる際には、ダンピング ボックスでの投入を想定しているため、要求 水準書のとおりとします。
97	49	第2	3	(2)	ħ	(†)	а			ごみ投入扉	ダンピングボックス用扉の型式が【】とあるため、能力(開閉時間)についての【10秒以内(全問同時開閉時)】はダンピングボックス用扉には適用されないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	50	第2	3	(2)	+	(1)	b			ダンピング ボックス	投入面の高さについてプラットホームと同じ高さとありますが、床面と同レベルだと転落の危険性があるため、投入面を床から300~400mm程度上げてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
99	53	第2	3	(2)	П	(7)				可燃性粗大ごみ破砕機	すが、要求水準を満足することを前	将来的に剪定枝の破砕処理量が増加(量の見込みはありません)する可能性があることから、二軸式低速回転破砕機を標準としていますが、それを踏まえたうえで提案を可能とします。
100	53	第2	3	(2)	П	(ウ)	С			可燃性粗大ごみ破砕機		可燃粗大と不燃粗大の割合については把握していません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
101	53	第2	3	(2)	П	(1)	ზე				「ごみピットへの投入口のシュート 部位置は、ごみ投入扉と同程度かそれよりも上部・・・」とありますが、ごみ投入扉シュート部と同程度 かそれよりも上部と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
102	53	第2	3	(2)	П	(1)	h			可燃性粗大ご み破砕機	「・・・破砕前の可燃性粗大ごみを一時貯留できるスペースを確保する。」とありますが、必要面積は提案可能と理解してよろしいでしょうか。 もしくは、面積を提示いただくか、決定するための可燃粗大ごみ搬入量をご教示願います。	本施設の運営に支障のない一時貯留スペースを提案してください。
103	53	第2	3	(2)	⊐					可燃性粗大ご み破砕機	ととしてよろしいでしょうか。	破砕機投入前の前処理や破砕機投入方法の工 夫等により、処理できる計画としてくださ い。
104	54	第2	3	(2)	ŋ	(4)	a			脱臭装置	脱臭装置の換気量におけるごみピタ気量におけるごみピタランのであるピットとであるピットとである。 いますが、はないのではないがないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがは	要求水準書のとおりとします。
105	54	第2	3	(2)	ታ	(1)	а			脱臭装置	ごみピット室の上限は、ごみクレーンのガータ下端と設定してよろしいでしょうか。	ごみピット室の上限は、ごみピット室天井と します。
106	54	第2	3	(2)	シ					薬液噴霧装置	薬液噴霧装置(消臭剤及び防虫剤) とありますが、提案事業者の実績を 踏まえ、防虫剤なしとする、もしく は1液タイプの薬液とする事業者提案 を認めていただけないでしょうか。	提案を可とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
107	55	第2	3	(3)	1	(1)	а			小動物専用投 入装置	「焼却炉の各系列へ投入する装置とする」とありますが、年間処理量は約2000頭であり、1日あたりの平均処理量は約6頭となります。1炉で十分に対応できる量であるため、焼却炉への投入は3炉全てではなく、2炉へ投入できる設備として宜しいでしょうか。3炉投入の場合、3炉への振り分けが煩雑となり、過剰設備と考えます。	
108	60	第2	3	(4)	ア	(7)	е	(f)		廃熱ボイラ	過熱器母管の腐食・摩耗からの保護 対策は管表面への肉盛溶接に限ら ず、メーカー任と理解してよろしい でしょうか。	過熱器の摩耗、腐食対策は要求水準書を踏ま えて計画してください。
109	61 112	第2	3 5	(4) (2)	アエ	(1) (1)	e c	(b)		地震時等の水 平荷重		十分な構造耐力を有することを前提に、提案を可とします。
110	64	第2	3	(4)	ク	(1)				連続ブロー装 置及び缶水連 続測定装置	3基(1基/炉)とありますが、各炉毎 に缶水をブローするラインを3セッ ト有した装置を1基ということと同意 と理解してよろしいでしょうか。	
111	65	第2	3	(4)	П	(I)	а			蒸気復水器		別棟は想定していません。構造については、 基本設計時に協議を行い決定します。
112	65	第2	3	(4)	Ħ	(1)	b			復水タンク	ば事業者が最適と考える材質を提案 可能と理解してよろしいでしょう か。	
113	65	第2	3	(4)	Ħ	(1)	b			復水タンク	復水タンクの主要材質に関して、実 績を考慮してSUS444の提案は可能で しょうか。	No. 112の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
114	66	第2	3	(4)	シ	(4)	е			純水装置	添付資料26 P.49/366では、本施設の配水元は信濃川浄水場系 (下所島)か、阿賀野川浄水場か判断できません。 純水装置の設計に必要な水質項目を把握するため、配水元をご教示ください。	添付資料26に記載のとおり、阿賀野川浄水場からの給水となります。
115	66	第2	3	(4)	シ	(1)	е			純水装置	26の水質項目では不足があるため、以下の水質情報を追加でご提供願います。 過マンガン酸消費量(CODMn)、カリウムイオン、アンモニウムイオン、硫酸イオン、イオン状シリカ、炭酸	希望日時(候補3つ) 参加者(社名、氏名) 採取期間 令和6年10月4日まで 申込時の提出物
116	66	第2	3	(4)	シ	(1)	е			純水装置	純水装置の選定に当たり、添付資料26の水質検査結果に加え、以下の数値をご提示いただくことは可能でしょうか。電気伝導率(25°C換算値)、硫酸イオン、硝酸イオン、酸消費量(pH4.8)、イオン状シリカ	No.115の回答を参照してください。
117	66	第2	3	(4)	ス	(ウ)	b			純水タンク	【SUS444】とありますが、SUSであれば事業者が最適と考える材質を提案可能と理解してよろしいでしょうか。	要求する仕様と同等以上であることを条件に、提案を可とします。
118	68	第2	3	(5)	1	(1)	ზე			有害ガス除去 装置	提案事業者の実績から、閉塞防止を 図った薬剤輸送管の材質・ルート及 び支持を行うことで、自動ハンマリ ング装置の有無は提案によると理解 してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
119	69	第2	3	(5)	I	(1)	d			置	「・・・濃度を5ppm以下とする。」とありますが、廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き_ごみ焼却施設(第2版)(環境省)P2.64、また、ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017 改訂版 (全都清)P346では、「NH3のリーク量を5ppm~10ppm以下に抑えなければならない」旨の記載があります。一般的に懸念される場質(NH4Cl)は10ppm以下であれば視認されないため、5ppm以下は過剰であり、費用の観点と合わせてもNH3のリーク濃度を10ppm以下とすることが合理的と考えるため、10ppm以下への見直しをお願い致します。	
120	70	第2	3	(5)	ħ	(4)	f				「・・・濃度を5ppm以下とする。」とありますが、ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 (全都清) P347では、「未反応NH3が10ppm以下で・・」の記載があります。一般的に懸念される紫煙(NH4CI)は10ppm以下であれば視認されないため、5ppm以下は過剰であり、費用の観点と合わせてもNH3のリーク濃度を10ppm以下とすることが合理的と考えるため、10ppm以下への見直しをお願い致します。	
121	72	第2	3	(6)	Т	(7)	С	(b)		高温水供給設 備	記載の供給熱量は、(イ) 田舟の里貯 湯タンクの大規模化により増加する 熱量も含まれていると理解してよろ しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
122	72	第2	3	(6)	エ	(7)	С	(b)		高温水供給設 備	この冬季はどの期間かご教示願いま	田舟の里の開館時間は9時から17時、入浴時間は10時から16時30分とします。 冬季は12月から翌年の3月とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
123	72	第2	3	(6)	т	(7)	С	(d)		高温水供給設備	は「入札公告時に市が指定する形で 示す」との回答をいただいておりま	戻り温度は、要求水準書72頁 第23(6) エ(7)c(b) 供給熱量に示した熱量が、田舟の 里で消費される熱量になりますので、これに 配管ロスを考慮して設定してください。
124	72	第2	3	(6)	н	(7)	е	(b)		高温水供給設 備		全炉停止期間は、事業者にて必要な期間を見 込んでください。
125	72	第2	3	(6)	I	(1)				田舟の里貯湯 タンク	「現在の貯湯タンク」とは、添付資 料32に記載の「THW-1」を指すので しょうか。	お見込みのとおりです。
126	72	第2	3	(6)	Τ	(1)				田舟の里貯湯タンク	タンクに供給している。」とありますが、①供給量、②供給している時間帯をご教示願います。	
127	72	第2	3	(6)	I	(1)				田舟の里貯湯タンク	「大規模化による更新」とありますが、現在の貯湯タンクを利用継続した上で、田舟の里もしくは新亀田清掃センター内に新規タンクを増設する提案も可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
128	72	第2	3	(6)	I	(1)	b			田舟の里貯湯タンク	(a) 容量及び(b) 熱交換量の【】付き数値は、添付資料32に記載の「THW-1」を新たに更新する場合の数値と理解してよろしいでしょうか。	

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
129	72	第2	3	(6)	н	(1)				田舟の里貯湯タンク	舟の里関連図の8頁、衛生設備 配管 系統図に記載のある[THW1]の範囲を 更新するものとし、事業者と貴市の 取り合い点は、温水配管は貯湯タン	田舟の里貯湯タンクのみの更新であれば、温水配管は屋外のバルブまで更新とします。排水配管はお見込みのとおりです。 更新が広範囲となる場合は、同様に明確に区切れる範囲とし、市と協議のうえ決定します。
130	72	第2	3	(6)	エ	(1)				田舟の里貯湯タンク	供給する温水配管は事業者により更 新しますが、運転維持管理の範囲に	田舟の里への余熱供給設備に関する維持管理は、本事業の運営業務に含むものとしますが、田舟の里の設備(貯湯タンクや高圧受電設備)に関する維持管理は本事業の範囲外とします。
131	75	第2	3	(7)	ク	(ウ)	а			煙突	煙突高さGL+59mにおけるGLの標高の 考え方についてご教示ください。	必要な盛土を行った後の工場棟のGLを想定してください。
132	76	第2	3	(7)	þ	(1)	h			煙突外筒内階 段	外筒内に設ける階段は「らせん階段は不可」と記載されていますが、外筒平面寸法の縮小により、要求水準書P.109に記載される「周辺地域に与える圧迫感の低減」を図るため「らせん階段」としてご提案してよろしいでしょうか。	内筒のメンテナンスや登りやすさを確保する ことを条件に、提案を可とします。
133	77	第2	3	(8)	ゥ	(‡)	d			灰搬出装置		灰搬出装置は、複数系列とし、交互運転可能 なものとしますが、各炉ごとに複数系列を設 ける必要はありません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
134	77	第2	3	(8)	ゥ	(1)	d			灰搬出装置	「(オ)d 複数系列とし交互運転可能とする」とありますが、1系列で3炉分の主灰を搬出する場合には、複数系列(例:2系列/3炉)設けると理解します。 灰ピット配置計画に応じて、上流の灰冷却装置と同様に1系列/1炉(3系列/3炉)としてもよろしいでしょうか。	
135	79	第2	3	(8)	+	(1)	е			灰クレーン	「ガラス張り構造」について枠を伴 うサッシを用いることが出来ると考 えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
136	82	第2	3	(9)	ア	(†)				給水設備	「給水装置工事施工指針2023」(新潟市水道局)の適用範囲は建築設備工事に適用されるものと考えてよろしいでしょうか。また、プラント配管は(オ)に記載のとおり「用途に適した形式、容量のものを使用」してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
137	84	第2	3	(10)	1	(1)				排水処理設備		重荷重を想定しない場所では、提案を可とし ます。
138	84	第2	3	(10)	Н	(7)				排水処理設備	排水処理設備の仕様および構成機器 については、原水水質と処理水水質 を考慮の上、事業者にて必要な処理 方式および構成機器を選定すること でよろしいでしょうか。	要求する仕様と同等以上であることを条件に、提案を可とします。
139	89	第2	4	(1)	ア	(ב)				共通事項	施設を想定し、予備ブレーカー、管路等を設置する。」とありますが、 想定している電圧、容量についてご 教示願います。また、管路敷設に関	予備配電設備の容量について、跡地利用が未 定のためお示しできませが、亀田清掃セン ター附属休憩所の運動公園と同程度の設備を 想定してください。管路は西側の工事範囲と の境界付近かつ、跡地整備時に掘削及び接続 工事で本施設の運営に支障がない位置として ください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
140	89	第2	4	(1)	ア	(٦)				共通事項	将来的に現施設解体後の跡地利用施設を想定した、予備配電設備(予備ブレーカー、管路等)のブレーカー容量は何Aを見込めが宜しいでしょうか。また、管路とは、どこまで見込めば宜しいでしょうか	No.139の回答を参照してください。
141	90	第2	4	(1)	ア	(7)				共通事項		本工事に含むことになった場合は精算します。
142	90	第2	4	(1)	ゥ	(7)	С	(j)		ガス絶縁開閉装置	主要機器に転送遮断装置または単独 運転検出装置の記載がありますが、 電力会社との協議により必要な場合 に設置するという理解でよろしいで しょうか。	お見込みのとおりです。
143	91	第2	4	(1)	ゥ	(1)	С	(b)		特別高圧変圧 器	「タップ切替 負荷時タップ切替付」 とのことですが、本事業と同種の施 設の運用実績も踏まえ、無負荷時 タップ切替付を提案してもよろしい でしょうか。	提案を可とします。
144	91	第2	4	(1)	ゥ	(1)	С	(b)		特別高圧変圧 器	負荷時タップ切替付となっていますが、電力会社との協議により必要な場合に設置するという理解でよろしいでしょうか。	No. 143の回答を参照してください。
145	91	第2	4	(1)	ゥ	(1)	С	(b)		特別高圧変圧 器	当社実績において負荷時タップ切替器の使用は殆ど無く、運用に支障もきたしておりません。またメンテナンス費用も負担となる為、無負荷タップ切替器の採用を認めていただけないでしょうか。	No.143の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
146	92	第2	4	(1)	н	(ウ)	d	(a) (c) (e)		高圧配電盤	「(a) プラント動力盤、(c) プラント 共通動力盤、(e) 非常用プラント動力 盤」とありますが、(a) プラント動力 盤、(c) プラント共通動力盤、(e) 非 常用プラント動力盤は、それぞれの 負荷電力容量に応じて統合する提案 をしてもよろしいでしょうか。	
147	92	第2	4	(1)	Н	(ウ)	е	(c)		高圧配電盤		電力量計の精度の指定はありませんので、適 切な設備を提案してください。
148	92	第2	4	(1)	Н	(†)	d	(f)		高圧配電盤	進相コンデンサについて、コンデン サ主幹盤を設置しなくてもメンテナ ンス上問題ないと考えますので、高 圧母線に進相コンデンサ盤を直接接 続する構成をお認めいただけないで しょうか。	メンテナンス上問題がないことを前提に提案 を可とします。
149	93	第2	4	(1)	Ŧ	(ħ)	d	(a) (b) (e)		変圧器盤	「(a) プラント動力用変圧器、(b) プラント共通動力用変圧器、(e) 非常用プラント動力変圧器」とありますが、(a) プラント動力用変圧器、(b) プラント共通動力用変圧器、(e) 非常用プラント動力変圧器は、それぞれの負荷電力容量に応じて統合する提案をしてもよろしいでしょうか。	
150	94	第2	4	(1)	才	(7) (1)	d d	(e) (f)		低圧配電設備	「非常用切替器(常用一発電)」 は、非常用発電機が高圧の場合、不 要と理解してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
151	94	第2	4	(1)	オ	(7)	d	(e)		低圧配電設備	主要機器に非常用切替器(常用一発電)がありますが、非常用発電機が低圧の場合に設置するという理解でよろしいでしょうか。	
152	96	第2	4	(1)	カ	(1/)				現場操作盤	現場操作盤ですが、本事業と同種の 施設でも多数納入実績のある、アル ミダイカスト製を採用してもよろし いでしょうか。	提案を可とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
153	96	第2	4	(1)	+	(7)				非常用発電機	カットへの活用については、・・・ 提案することを可とする。」とあり ますが、添付資料16の環境影響評価 書では、本装置から発生する排ガス についての環境への影響が評価され	お見込みのとおりです。関係法令及び基準に 合致することを条件に提案を可としていま す。
154	98	第2	4	(1)	#	(7)	d	(0)	v)	非常用電源設 備		運用上問題がないことを前提に提案を可とします。
155	98 99	第2	4	(1)	+	(†) (†)				無停電電源装 置 直流電源設備	(イ)無停電電源装置と(か)直流電源設備について、蓄電池・充電器を共有する一体型の提案をしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
156	98	第2	4	(1)	+	(1) (1)				置	無停電電源装置・直流電源装置の蓄 電池は兼用とすることは可能でしょ うか。	No. 155の回答を参照してください。
157	98 99	第2	4	(1)	+	(1) (†)				置	無停電電源装置、直流電源装置は蓄電池を共用とする複合型システムの 提案をお認めいただけないでしょうか。	No. 155の回答を参照してください。
158	100	第2	4	(1)	シ					電力監視設備		専用モニタを2台設置する必要はありませんが、電力監視用に専用のモニタを設けてください。
159	101	第2	4	(2)	1	(ウ)	j					建築設備関係の運転制御はプラント設備とは 別の制御とすることで良いですが、プラント の運転に関係する発報等がある場合は、連携 してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
160	104	第2	4	(2)	ウ	(ウ)	С	表2- 25		ITV装置		モニタの視認性が問題ないことを条件に、提 案を可とします。
161	104	第2	4	(2)	ゥ	(ウ)	b	表2- 26		ITV装置	表2-26 モニタ設置場所リスト(管理棟等)(参考)計量事務室 「20インチワイド以上」とありますが、43インチワイドを2台とする提案としてもよろしいでしょうか。	モニタの視認性が問題ないことを条件に、提 案を可とします。
162	106	第2	4	(2)	カ	(才)	е			計装用空気圧縮機		提案を可としますが、詳細は受注者との協議により決定します。
163	108	第2	5	(2)	ア	(4)				全体計画		実施設計図面を基に、各種法令等を踏まえて判断されるため、現段階で回答できません。
164	108	第2	5	(2)	ア	(9)				全体計画	「見学者通路も準居室扱い」の記載 について、二方向避難の確保のみ で、採光、排煙、換気、内装制限等 については、建築基準法の「非居 室」扱いと考えてよろしいでしょう か。	要求水準書のとおりとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
165	108	第2	5	(2)	ア	(7)	a b			全体計画	記載されている各幅員については、 有効寸法として確保すべき範囲をご 教示願います。 建築基準法施行令23条3項に基づく有 効寸法を確保するものと理解よろし いでしょうか。 あるいは壁~壁間でしょうか。もし くは手摺~手摺間でしょうか。	関係法令に基づいて判断してください。
166	108	第2	5	(2)	ア	(")	C			全体計画	かごサイズについて・かごサイズ 「1500x2500以上」は、乗用25人乗り 等となりますが、サイズを優先よろ しいでしょうか(15人乗りでは寝台 になる)。	お見込みのとおりです。
167	108	第2	5	(2)	ア	(")	b			階段	(ツ)b 階段(a)~(d)の仕様は、市職員、来客者、施設見学者動線として常時使用する階段の仕様のことで、見学者が避難時にしか使わない階段の場合は、仕様に該当しないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
168	109	第2	5	(2)	ア	(7)				居室騒音基準 (目標値)	「本施設の機器に起因する居室騒音・・」との記載について、PNC評価は空調騒音などの騒音を対象とした居室に対する評価であるため、居室に設置されていないプラント機器に起因する騒音は対象外とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
169	111	第2	5	(2)	ゥ	(*)	表2- 28			書庫	書庫は60㎡以上、可動式書棚とありますが(諸室面積の半分程度の範囲)とありますが、室面積を広く確保し、同程度の収納スペックの固定式書棚を提案させていただくことは可能でしょうか。	提案を可とします。
170	111	第2	5	(2)	ゥ	(*)	表2- 28			見学ホール	避難所として活用」とありますが、 指定避難所ではなく、補助的な活用 になりますでしょうか。避難者の想 定人数をご教授下さい。	避難所の種類はお見込みのとおりですが、今後、周辺避難所の状況によっては、指定避難所となる可能性があります。 避難スペースについては、見学者ホールや会議室、見学者通路の一部を転用することを想定し、150人程度の収容を見込んでいます。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
171	112	第2	5	(2)	ゥ	(\$)	表2- 28			洗面台	構内散水栓・洗面台 散水用、手洗い用とありますが、屋外で必要と考える箇所に計画し、設置すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
172	115	第2	5	(2)	+	(1)	d	表2- 29		建築仕上げ表(工場棟)	「ピット側の窓ははめ込み式」と記載があり、要求水準書(案)のはめ殺しから変更となっていますが、はめ込み式とはめ殺しは同義と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
173	118	第2	5	(2)	ク	(%)	а			電気室	天井部を二重構造にするなどの対策 をし、上階で水を使用しても水害の 影響のない位置に計画してもよろし いでしょうか。	十分な対策を講じることを条件に、提案を可 とします。
174	118	第2	5	(2)	ケ		С			変電所		現時点で詳細は未定です。電気事業者との協議により決定します。
175	119	第2	5	(2)	П	表2- 32				施設見学者	間入場者数をご指定願います。	全体の見学者数は設定できません。 参考に、主要な見学者である小学校の社会科 見学の実績(直近はコロナの関係で人数が不 規則なため、令和元年度)を示します。 亀田清掃センター:3,493人 豊栄環境センター:467人
176	120	第2	5	(3)	ア	(7)	d			一般事項	圧密沈下検討や周辺施設の引込沈下 対策等の資料がありましたらご提示 いただけないでしょうか。	添付資料6において示している地質調査結果 以外の資料はありません。 提示条件を踏まえて造成、配置計画等を検討 してください。
177	120	第2	5	(3)	ア	(7)	d			一般事項	施設稼働後の許容残留沈下量は何年 で何cmと想定したらよろしいでしょ うか。	No. 176の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
178	120	第2	5	(3)	ア	(7)	е			一般事項	を行う。」とありますが、添付資料 28によると仮設道路は亀田清掃セン ターの運用に必要なものと推察しま す。事業者の判断で撤去範囲、及び	本工事着手前に、前面道路の通行止めが解除され、元の搬入動線に戻すため、現施設の運営において仮設道路は使用しません。建設用地内の仮設道路について、工事着手前にフェンスやガードレール、案内板等は撤去しますが、それ以外は本工事で撤去してもい。なお、本工事期間中に建設用地内の仮設道路を仮設用地として使用することは差してとめ、事業者にて撤去の時期を計画してください。
179	120	第2	5	(3)	ア	(7)	f			一般事項	りますが、放流の計画をするため、 山崎排水路のHWLや、添付資料12に掲	山崎排水路のHWLは、TP-1.16m程度です。 田舟の里の雨水排水は、要求水準書123頁に 示すとおり、本施設とは別系統となるため、 接続箇所はありません。
180	121	第2	5	(3)	ア	(I)	е			掘削工事		予期しない地中障害物により追加工事等が必要となる場合には協議を行います。

N	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
18	1 121	第2	5	(3)	ア	(1)	е			掘削工事	て、炉室・排ガス処理室に当たる部分の基礎・杭関係の資料が、入札資料に添付されていません。当該基礎・杭が実施工事にて確認された場合も「予期しない地中障害物」として取り扱い、撤去となる場合は、その費用は貴市のご負担とし、工期に	要地を1 料精 2 料精 合に3 料精合いなて添の解と ま物定異たさい等にい来ない。 3 料精合いは、図資付工ま 、位のり、で実把する節、 3 料精 2 対 3 を 2 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5 が

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
182	121	第2	5	(3)	ア	(I)	f			掘削工事	物は、飛散防止対策を行い産業廃棄	想定する範囲外で埋設廃棄物が生じた場合 は、市と協議を行い合理的な範囲で市が費用 を負担します。
183	121	第2	5	(3)	ア	(1)	а			土壌汚染対策 法に係る事項	「形質変更時要届出区域として指定されている」範囲を確認できる図をご提示願います。	添付資料7に示す砒素の溶出量が基準を超過 した範囲です。
184	123	第2	5	(3)	1	(1)	b	(d)		構内雨水集排 水設備工事	「田舟の里の雨水排水は、別系統で山崎排水路に放流しており、本施設稼働後も同様とする」とありますが、添付資料11に示される許容放流量0.062m3/sは田舟の里も含めた敷地面積2.93haに対する流量のため、本工事対象範囲の許容放流量は敷地面積2.93haから田舟の里の面積を除いた面積にて決定する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	
185	123	第2	5	(4)	ア					空気調和設備 工事	一般室の屋内温湿度条件は「建築設 備設計基準」により夏期26℃・冬季 22℃としてよろしいでしょうか。	夏季28℃、冬季20℃としてください
186	124	第2	5	(4)	ア	(‡)				空気調和設備 工事		本記載は、設計条件についての記載であり、 空調設備に加湿機能を求めるものではありま せん。
187	124	第2	5	(4)	ア	(1)				空気調和設備 工事	電気室の外気導入は砂塵や雨・雪等機器への悪影響が大きい為、外気は最低限とし徐熱は空調機にて行う等、諸室条件に応じて事業者提案とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
188	124	第2	5	(4)	1	(7)				換気設備工事	「居室は原則として24 時間換気とし、書庫、倉庫等の諸室も温度、湿度センサーの自動制御により換気を行う」とありますが、書庫や倉庫等の温湿度条件の無い諸室は自動制御による換気は不要と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
189	125	第2	5	(4)	カ	(I)				エレベータ設 備工事	停電や地震等の災害時に対応できる機種とは、具体的には、停電や地震時に最寄り階に着床し、かごから避難できる機能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
190	125	第2	5	(4)	'n	(I)				エレベータ設 備工事	「停電や地震等の災害時に対応できる機種とする」と記載がありますが、以下のどちらの仕様かご指示ください。 ・停電や地震等の際に最寄階へ着床する仕様 ・非常用電源へ接続して通常通り稼働できる仕様	No. 189の回答を参照してください。
191	126	第2	5	(5)	ア	(1)				動力設備	「床面に機器、盤類を据え付ける場合は、コンクリート基礎を設ける」と記載がありますが、電気室などフリーアクセスを採用する場合、コンクリート基礎の代わりに鋼製架台を基礎としてもよろしいでしょうか。	
192	126	第2	5	(5)	7	(7)				電灯設備工事		極力道路沿いに設置することとしますが、詳細は受注者との協議により決定します。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
193	128	第2	5	(5)	ゥ	(力)				避雷設備	煙突上部及び施設上部に建屋の全体 (付帯建屋を含む)を保護するように 避雷設備を設置するとありますが、 工場棟とは独立した建屋は建築基準 法及び消防法で設置義務が無けれ ば、設置不要と考えて宜しいでしょ うか。	お見込みのとおりです。
194	129	第2	5	(2)	ゥ	()				急速充電設備	来場者用の急速充電設備について、 利用者より料金徴収するお考えで しょうか。 また、料金徴収はする場合はどのよ うに行うことでお考えでしょうか。	料金徴収は行いません。
195	129	第2	5	(5)	ゥ	(ス)				田舟の里の電 源切替工事	クルの二次側配線、接地極、基礎、 電路等、可能なものは既設流用して よいと理解してよろしいでしょう か。	田舟の里屋内の分電盤までの二次側配線及び接地極は更新とします。 基礎、電路については流用を可とします。
196	129	第2	5	(5)	ウ	(ス)				田舟の里の電 源切替工事		添付資料32を参照し、既設の位置付近を基本として計画してください。
197	130	第2	6							解体工事仕様	以外から建設工事実施中に埋設物等	提示した資料から推察できず、予期しない地中障害物等の対策費用及び工期は協議を行い、合理的な範囲で市が費用を負担します。
198	130	第2	6	(1) (2)	アイ						基礎・地下部・基礎杭の詳細が不明である施設において、新設工事の施工に支障をきたした場合の対策費用は、要求水準書にて数量、仕様等の詳細記載があるものを除き、貴市のご負担と理解してよろしいでしょうか。	No.181の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
199	131 132	第2	6	(2)	1	表2- 36、 表2- 37					物」・表2-37に「基礎杭の種類及び 本数」が記載されていますが、表中	No. 181の回答を参照してください。なお、予期しない地中障害物が確認された場合の対応は、ご質問にある項の記載内容に応じた対応を行います。
200	132	第2	6	(2)	カ					石綿事前調査	石綿含有建材の事前調査を行い、調査の結果石綿含有があった場合の撤去処理費用は、貴市のご負担と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
201	133	第3	1	(1)	オ	(1)				市の業務範囲	施設見学者への対応業務とありますが、見学者対応は行政、議会、小学生の社会科見学及び一般含め全て貴市でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
202	134	第3	1	(2)	н	表3-1				用役等条件	実施方針質問回答No. 132にて「アンシラリーサービス料金の負担は市様」と回答いただきましたが、負担は市様との理解でよろしいでしょうか。	アンシラリーサービス料金の負担は市の所掌とします。
203	134	第3	1	(2)	н					用役等条件	「表3-1 用役等条件」の「電力」に おいて、「運営事業者が電力事業者 と契約を行い」とありますが、電力 の契約先は運営事業者で選定できる ものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
204	135	第3	1	(2)	シ					周辺施設整備等への協力	で市等が行う事業等に対し、市の要	現時点で具体的な想定はありませんが、イベント開催時の駐車場使用への協力等が考えられます。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
205	135	第3	1	(2)	ス					市の検査		現時点で具体的な検査内容は未定ですが、運 転計画や維持管理計画の変更等が生じない範 囲で計画します。
206	137	第3	1	(2)	У					保険		建物総合損害共済への加入を予定しています。 す。
207	137	第3	1	(4)	1	(1)				運営期間終了 後の運営方法 の検討		運営事業者の知的財産やノウハウについては 配慮しますが、本施設は市の所有する施設で あり、資料の提供にご協力ください。
208	137	第3	1	(4)	1	(ウ)				運営期間終了 後の運営方法 の検討	「運営期間終了時に本施設の運営に 必要な用役を補充し、規定数量を満 たす」とありますが、規定数量とは 各薬剤貯槽を満たした状態と理解し てよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
209	138	第3	1	(4)	1	(1)				運営期間終了 後の運営方法 の検討	「運営期間終了後の運営業務に関する委託料は運営期間中の委託料に基づいて決定する」とのことですが、事業継続に必要となる基幹的整備などは別途計画されると理解してよろしいでしょうか。	必要に応じて検討を行います。
210	138	第3	1	(4)	1	(1)				運営業務に関する委託料の 開示	運営業務に関する委託料に関し、「運営期間中の次の事項に関する費用明細及び運営期間終了翌年度の諸実施計画を事業終了の12 か月前までに提出する。」とありますが、e 運営期間中の財務諸表を毎年提出するため、これにて代替することは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
211	139	第3	2	(1)		(1)	表3-3			全体組織計画	表3-3記載の資格はあくまで参考であり、事業者の判断により運営に必要な資格者を配置させて頂くことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
212	140	第3	2	(4)		(7)				施設警備・防 犯	「(7) 運営事業者は、本施設の警備・防犯体制を整備する。」とありますが、警備の中に機械警備は含まれるのでしょうか。	機械警備を含みます。
213	140	第3	2	(4)		(I)				施設警備・防 犯	どのようなケースを想定すべきか人	災害発生時等の一時避難者を含みますが、限 定するものではありません。通常は夜間、休 日の来場者を想定していないため、必要性が 生じた場合に対応すると理解してください。
214	. 141	第3	3	(2)		(I)				運転条件	日曜、祝日又は時間外であっても搬入を行った際に発生する残業代などの費用については、別途協議の上、精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事象に応じた協議は行います。
215	141	第3	3	(2)		(‡)				運転条件	新田清掃センターの全休炉停止時期 11月を考慮する必要があるとの記載 ですが、新田清掃センターの全休炉 時でも新田清掃センターの受入れは 通常と同じく受入れを継続してお り、新田清掃センター分を新亀田清 掃センターで受入れることはないと の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
216	141	第3	3	(3)	ア	(1)				受付管理	「直接搬入車両において混載の場合は、最も重量が重いと考えられる品目で計量する。」とありますが、その判断は計量棟での搬入時点での目視での判断でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
217	141	第3	3	(3)	ア	(1)				受付管理	受付方式について、実施方針の質疑 No43で「依頼書についでしまで、 運用(廃止や様式の変更等)を検討 し、変更が見込まれる場合は、す を入します。 今回の公告資料には「依頼書」に 時でで引きないませんの 今回の公告資料にはませんの で引きずいませなので、 引き続す のでで引き続する と理解してよろしいでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
218	142	第3	3	(3)	1	(7)				料金徴収代行	料金徴収代行業務は再委託可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
219	142	第3	3	(3)	1	(7)				料金徴収代行	料金徴収業務において発生する釣り 銭については、貴市にてご用意いた だけると理解してよろしいでしょう か。	事業者にて用意してください。
220	142	第3	3	(3)	1	(1)				料金徴収代行	キャッシュレス決済会社各社に支払 う手数料は貴市負担でよろしいで しょうか。	No.66の回答を参照してください。
221	142	第3	3	(3)	1	(1)				料金徴収代行	実施方針質問回答No.143にて 「キャッシュレス決済の導入の可否 や手数料の負担等は、入札公告時に 示します。」とありますが、手数料 の負担について内容が示されていな いため、ご教示願います。	No.66の回答を参照してください。
222	142	第3	3	(3)	1	(1)				料金徴収代行	キャッシュレス精算分については、 貴市と運営事業者で協議するとの記載がございますが、市民がキャッシュレス利用する際に発生する認識 料については、貴市負担との認識者 よろしいでしょうか。運営事業者負担となる場合には、見積精度向上の ため、年間のキャッシュレス利用者 数をご教示願います。	No.66の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
223	142	第3	3	(3)	1	(1)				料金徴収代行		搬入日毎に、翌営業日に払い込みをしていた だきます。
224	142	第3	3	(4)		(I)				搬入管理	金属類は市が資源化業者へ売却する とありますが、業者の確保や売却手 続きは貴市所掌と理解してよろしい でしょうか。	お見込みのとおりです。
225	142	第3	3	(4)		(1)				搬入管理	ますが、冷媒の種類により対応可能なフロン回収装置が異なるため、本事業における回収する冷媒の種類をご教示願います。また「フロン回収用タンクの手配」は貴市の所掌との	• R22
226	142	第3	3	(4)		(1)				搬入管理	フロンを冷媒ごとに回収とありますが、冷媒種類毎に回収機が異なりますので、回収ガスの種類をご教示願います。	No.225の回答を参照してください。
227	142	第3	3	(4)		(1)				搬入管理	が、当該業務については貴市の承諾	委託は可能ですが、回収費と処理費が不可分 一体となるケースも考えられますので、処理 費の負担も含めて協議を行います。 また、委託により回収装置を設置しない場合 においても設置スペースの確保は必要です。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
228	142	第3	3	(4)	-	(‡)				搬入管理	両誘導やダンピングボックス操作等 の必要な協力をすること」とありま すが、想定している搬入検査の実施	搬入検査は、現在、亀田清掃センター、新田 清掃センターのいずれかで月に1度程度実施 しています。今後について、実施の有無や頻 度は決まっておりませんが、現在の搬入状況 から、実施する場合も現在より頻度が多くな ることは想定していません。
229	142	第3	3	(4)		(‡)				搬入管理	「市が搬入検査を実施する際に、車両誘導やダンピングボックス操作等の必要協力をすること。」とありますが、搬入検査の頻度(〇回/月等)の想定があればご教示願います。	
230	143	第3	3	(5)		(I)	表3-4				悪臭の分析内容は臭気指数のみと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
231	143	第3	3	(5)		(I)	表3-4			物の性状分析 等	悪臭の測定地点数について、ご指定 がありましたらご教示下さい。	
232	143	第3	3	(5)		(I)	表3-4			搬入物、搬出 物の性状分析 等	主灰と飛灰処理物の重金属含有量の分析項目は表2-17の8項目でよろしいでしょうか。	
233	143	第3	3	(5)		(I)	表3-4			搬入物、搬出 物の性状分析 等	騒音、振動の分析は不要と理解して 宜しいでしょうか。 必要な場合は、想定される測定地点 数と頻度をご教示ください。	騒音、振動の分析は不要です。
234	143	第3	3	(9)						処理困難物及 び処理不適物 の一時貯留	が指示する状態で適切に一時貯留する。」とありますが、貴市が指示する状態をご教示願います。	処理困難物、処理不適物について、直接搬入 受入ヤードにおける保管品目の選別区分に適 さないものが発見された場合は、市と協議の うえ、保管場所を決定することとしますが、 多量に出ることは想定されないため、プラッ トホームや直接搬入受入ヤードで保管するこ ととしてください。
235	147	第3	4	(1)	ア	(7)	а			備品・什器・ 物品・用役の 調達	計量用のICカードについて、想定の 登録枚数をご開示願います。	年間で150枚程度とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
236	147	第3	4	(1)	ア	(7)	f			備品・什器・ 物品・用役の 調達	運営事業者は、「表 2-28 各施設の 建築物に係る諸元(参考)」を参考 に、運営に必要な備品・什器類を調 達する。との記載がございますが、 調達にあたって購入ではなくリース することは可能でしょうか。	リースでの調達は不可とします。
237	147	第3	4	(1)	ア	(7)	f	(b)				避難者・見学者用の防災用備品は本市で手配します。
238	147	第3	4	(1)	ア	(7)	f	(b)		備品・什器・ 物品・用役の 調達	品は貴市にてご準備される計画ですが、想定する防災備蓄の品目と数量	詳細は未定ですが、品目は、市HP https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/b osai/bosai_taisaku/index_koujo/saigaibic hiku/bitiku.html を参考にしてください。
239	151	第3	4	(9)	ア	(ウ)				建築物等の保 守管理	「建築物の資産価値の維持を図る」 とは、故障や著しい汚損がない状態 を維持すると理解してよろしいで しょうか。	本施設を適切な状態で長期間維持することとします。
240	151	第3	4	(9)	ア	(1)				建築物の保守 管理	AEDの耐用期間が過ぎた場合には運営 事業者で更新するとの記載がござい ますが、耐用年数を管理する条件で リース品の採用は可能でしょうか。	提案を可とします。
241	154	第3	6	(1)	ゥ	(1)				電力の取り扱い		市は、電気事業者と本施設の売電に係る契約を締結しますが、運営事業者は売電に係るデータ提供等必要となる事項に協力してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
242	158	第3	9	(2)						除雪	の水路及び既設工場跡地等を利用さ	水路は不可とします。 既設工場跡地は状況によっては利用可能ですが、解体工事中や跡地利用施設の整備工事中、また、跡地利用施設によっては、利用できない場合もあります。
243	159	第3	9	(3)	ゥ	(1)				植栽管理	「業務に伴って発生する枝木、刈芝等は、原則としてリサイクルする」とありますが、既設ではどのような対応をされているのか、運営事業者の対応内容の詳細をご教示いただきたく、お願いします。	既設では、民間の資源化施設でリサイクルし ています。
244	159	第5	9	(5)		(力)				市民への対応	近隣住民の避難は何人程を想定しているのでしょうか。 また貴市にて避難者を本施設と田舟の里に振り分ける計画でしょうか。	No170の回答を参照してください。 田舟の里の利用については、災害・被災の状況に応じて判断します。
245	160	第3	10	(1)	オ					余剰電力の売 電業務	「市は、余剰電力の売電を行い、市の収入とする。」とありますが、アンシラリーサービス料金の負担は貴市所掌との認識でよろしいでしょうか。	No. 202の回答を参照してください。
246	添付	資料2								現況配置図	(敷地境界が正しいと考えられる) 本配置図のCADファイルのご提供をお 願い致します。	ご要望のデータはありません。
247	47 添付資料3									工事範囲	敷地北側に設ける山崎排水路への放 流管や、東側・南側で更新もしくは 補修する排水側溝は、示される範囲 外に位置しますが本工事の範囲内と 理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
248	添付	資料7								土壌調査資料	すが、本資料に示される以外の汚染 が確認された場合、費用及び工期は	本資料に示す調査範囲については、土壌調査 実施済みのため調査は不要と考えています。 田舟の里建築物周辺については、要求水準書 第25(3)ア(オ)bを参照してください。
249	添付	資料10	3							山崎排水路計 画平面図	可能であれば「添付資料13 山崎排水 路計画平面図」のCADデータをご提供 いただけますでしょうか。	添付資料の配付希望届を提出した事業者に送付します。

No	頁項目	1 項目	2 項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
250	添付資料	‡ ‡ 21							工事での利用 可能範囲	て、土地にある樹木の伐採、伐根、 剪定は可能と考えてよろしいでしょ うか。 またその場合、伐採、伐根した樹木	基本的に伐採、伐根、剪定は可能で、復旧の必要はありませんが、桜の木について大規模な伐採や伐根は不可とします。なお、本資料に示す土地(現グラウンド利用者駐車場を含む)を使う場合、その用地の管理は事業者となります。また、要求水準書P29(6)ウ(コ)に示す現施設内で無償貸与する用地の資料を本資料に追加し、添付資料の配付希望届を提出した事業者に送付します。
251	添付資料	¥21							工事での利用 可能範囲	て、地表面強化のため必要に応じて 砕石等を敷き転圧するなどし、対象 用地間の高低差に対してはスロープ	砕石等について、その後の施設管理において 支障がないと判断できる場合は、残置を認め ます。 また、仮設昇降路の設置も可としますが、設 置場所、設置方法等については、協議により 決定することとします。
252	添付資料	¥21							工事での利用 可能範囲		添付資料に示す範囲の今後の利用方法が未定 のため、建設用地内で確保してください。
253	添付資料	¥23							通信会社の鉄 塔に関する資 料	スウム罢 し 神訳	詳細は電力会社との協議により決定しますが、引込鉄塔は建設用地外に設置するものとご理解ください。工事期間は、表1-1 事業スケジュール(案)に示す受電開始日までには、引込鉄塔の工事は完了するものとご理解ください。

No	Ī	頁項目	1 項目	2 項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
254	1 添	5付資料	23							通信会社の鉄 塔に関する資 料	工事範囲に特別高圧鉄塔(予定)の 記載がありますが、新設される鉄塔 は工事範囲外に設置されるのものと 理解してよろしいでしょうか。	No.253の回答を参照してください。
255	添	系付資料	28							仮設道路工事 図	工事図」のCADデータをご提供いただ けますでしょうか。	
256	汤添	≲付資料	30								が示されていますが、前期調査の結果は「添付資料7」に示されていると理解してよろしいでしょうか。また、後期調査を実施する予定があれば実施時期をご教示いただけないで	後期調査は実施していません。田舟の里建築 物周辺は、本工事において必要な土壌調査を
257	7 添	系付資料	32								「添付資料32 田舟の里関連図」に関して、可能でしたら田舟の里の立面図、断面図、矩計図、屋根伏図をご提示いただけないでしょうか。	添付資料の配付希望届を提出した事業者に送付します。
258		系付資料	33							図面	新設工事に際し、ご提示の旧亀ると欠い 電と関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関	

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
259) 新:	.									画の参考及び運動公園等の解体工事時に現亀田焼却場のインフラ(上水、排水、電力、通信、ガス等)への影響が無いか確認するために、現亀田焼却場の図面をご提示いただくことは可能でしょうか。	上水 7年 P43給 P43給 P43給 P43給 P43給 P43給 P43給 P43給

3 落札者決定基準に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
1	8	第4	表3	No12 屋内配置動線 計画	評価の視点として、「受入供給設備、貯留、移送、投入作業、保管、搬出等の配置動線計画について、安全性と効率性を期待する」となっていますが、これは直接搬入ごみについて記載すれば良いのでしょうか。それとも直接搬入ごみを含む全てごみ・灰について記載すべきでしょうか。直接搬入ごみについて記載する場合、No10の記載内容と重複することも考えられますが、各々の項目に記載すべき内容について、明確なルールがあればご教示の程御願い申し上げます。	について提案してください。明確な記載のルールは ありませんが 記載内容の重複け可能な限り避けて

4 様式集に関する質問に対する回答

·	14-47(1-12)	る 貝 回 に 刈りる				
No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
1	様式集 (Excel版)	様式第15号-2-1 (別紙1)		主要機器の維持補 修計画	の手引き (ごみ焼却施設編) にならいA~Cの表記でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	様式集 (Excel版)	様式第15号-2-1 (別紙1)		主要機器の維持補 修計画	記載することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	様式集 (Excel版)	様式第15号-2-1 (別紙2)		主要機器の維持補 修計画	(補修費用) は事業期間外であることから本事業の落札 者決定の評価に含まれない(参考情報扱い) と理解して よろしいでしょうか。	本施設は35年以上の使用を想定しており、 落札者決定基準に示す「基本性能の維持及 び長寿命化」に係る評価の視点に基づき評 価の対象となります。
4	様式集 (Word版)	様式第15号-3-1	1	蒸気タービン以外 の発電量	発電量を見込むこと」と記載があります。この太陽光発電等には、非常用発電機を活用したピークカット等再生可能エネルギー以外の発電量を加算してもよろしいでしょうか。	「蒸気タービン発電以外の発電量」は、売電電力量に寄与する発電について計上する項目であるため、非常用発電機を活用したピークカットは計上不可とします。なお、太陽光以外の発電を計画する場合は、対面的対話において市への確認をお願いします。
5	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙1)		二酸化炭素排出量	の排出係数を事業者提案で決定するとさせていただけま せんでしょうか。	提案条件の公平性の観点から不可としま す。
6	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙1)		ロードヒーティン グ	ロードヒーティングを多く行うほどCO2排出量が削減される計算様式になっています。 提案事業者にて使用期間、使用時間の差が生じないよう、統一の決まった数値を設定願います。 可能でしたら、新潟市殿にて稼働している一般廃棄物処理施設での使用期間、使用時間に基づき決定願います。	本様式には以下の条件で入力してください。 ・年間稼動日数:30日間(過去10年間の最 大降雪日数より設定) ・稼動時間:24時間
7	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙1)		二酸化炭素排出量	ますが、要求水準書P72に示された熱量、温度を基に算出した日の供給熱量に、様式第15-3-1(別紙3)の年間稼働日	
8	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙2)		電力収支及び発電 効率		外気温は、添付資料25に示す2019年から 2023年の5年間の平均を用いることとし、下 記のとおり訂正します。 ・春/秋 13.8℃で変更なし ・夏 25.0℃ → 25.5℃ ・冬 4.3℃ →4.6℃

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
9	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙2)	5	契約電力及び発電 効率	発電効率等の算定条件として『様式第15号-3-1 (別紙2及び3) の条件下』との記載がございますが、これは様式第15号-3-1 (別紙3) でお示しする操炉計画に従って運転を行った場合の年間平均値をご提示するものと理解してよろしいでしょうか。	
10	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙2)	5	熱利用率	けでなく場内ロードヒーティング熱量も考慮してよろしいでしょうか。また、条件統一のため、想定されるロードヒーティングを使用する期間をご指定ください。	前者については、お見込みのとおりです。 後者のロードヒーティングを使用する期間 の指定については、No.6の回答を参照して ください。
11	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙3)		操炉計画	資料27によると各年で日数が異なっています。 本様式で操炉計画を作成するにあたり、田舟の里の年次 点検による休館日数をどのように設定すべきかをご教示 願います。	別紙3の田舟の里の稼働日は、新施設の全炉 停止を考慮せず、曜日による休館日のみで 設定しています。 全炉停止日は、田舟の里は休館しますの で、本様式の田舟の里稼働日欄の「*」は削 除してください。 (本様式の「田舟の里設稼働日」の「設」 は誤記となります) なお、添付27の年次点検は現亀田の点検に よる熱供給停止を指しており、田舟の里で の年次点検による休館はありません。
12	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙4)		売電電力量の変動	ごみ質は幅を持った値につき、●●kJ/kg~●●kJ/kgというように範囲設定を行ってもよろしいでしょうか。	様式集のとおりとします。
13	様式集 (Excel版)	様式第15号-3-1 (別紙4)		売電電力量の変動	様式を季節ごとに提案してもよろしいでしょうか。	本様式の1については、春/秋の外気温度条件で記載してください。 外気温度による発電出力変化による売電電力量の補正方法については、2に記載してください。
14	様式集 (Word版) 42	様式第15号3-2		環境学習計画	様式15号-3-2の環境学習計画において、図版やパース等の視認性向上の目的で、A4判・縦2ページをA3判・横1ページに置き換えることは可能でしょうか。	様式集のとおりとします。
15	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-4 (別紙1)			税率に基づいて算出することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-4 (別紙1)			することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-4 (別紙1)		事業収支計画	令和6年度現在は「最長10年間」になりますので、表記を	繰越欠損金の繰越期間は「最長10年間」に 訂正します。 提案書は、様式中の備考を修正のうえ作成 してください。

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
18	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-4 (別紙2)		費用明細書(固定費)	本様式を印刷する場合には、Z列の合計欄は印刷範囲外とし、紙面に表示させないよう留意することと記載ございますが、AB列と読み替えてよろしいでしょうか。	「AB列」に読み替えてください。
19	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-4 (別紙2)		費用明細書 (固定費)	に展開する際、別紙1では「ごみ処理に係る費用」と「SPCに係る費用」の2項目(15~16行目)に分けて展開することから、別紙2の35行目の下に別紙1の2項目ごとで平準化した場合の欄を設けたいと考えていますが、お認め頂けますでしょうか。	ん。なお、平準化した金額を項目ごとに記載する場合は、平準化した金額の合計額も記載してください。
20	様式集 (Word版)	様式第15号-6-5		地域への貢献	する場合は、当該発注金額の地域貢献金額への計上は不可とするとありますが、元からある支店や営業所によるこうした行為も禁止と理解してよろしいでしょうか。	設工事請負契約書(案)第7条及び運営業務 委託契約書(案)第10条に規定するとお り、受注した業務の全部の委託はできませ ん。
21	様式集 (Word版) 55、56	様式第15号-6-5		地元貢献金額算定 の留意点	た場合の地元発注金額の計算方法についてご教授願います。 構成企業(地元企業)の場合は二次下請けは加算対象範 囲外となるのでしょうか。	建設事業者が特定建設工事共同企業体(乙型JV)を組成した場合の構成企業(地元企業)の2次下請額は加算対象外となります。詳細は、別紙1 特定建設工事共同企業体の地域への貢献金額算定の範囲を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
22	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-5 (別紙)		地域貢献額の算定 方法	型JVの中に建築物の設計建設企業が甲型JV(市外企及び市内企業で構成)を結成した場合において、甲型JVの元請としての地域貢献額、甲型JVから下請として発注する地域貢献金額それぞれについての加算の考え方は、以下	地域貢献額の算定式については、お見込みのとおりです。なお、乙型JVの中の甲型JVからの2次下請額については、加算対象外とします。詳細は、別紙1 特定建設工事共同企業体の地域への貢献金額算定の範囲を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
23	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-5 (別紙)		地域貢献額の算定 方法	業に発注した場合における地元貢献金額の加算・減算方 法については記載がありますが、乙型JVの構成企業(地	No. 22の回答を参照してください。 詳細は、別紙1 特定建設工事共同企業体の 地域への貢献金額算定の範囲を参照してく ださい。
24	様式集 (Word版)	様式第15号-6-5		地域への貢献	地元企業(例サブ30%)と組成した場合、当該甲型JVから発注する地元2次下請企業迄の発注額は甲型スポンサー分(例70%分)を地元貢献額と理解してよろしいでしょうか。	地域への貢献金額算定の範囲を参照してください。
25	様式集 (Word版) 55、56	様式第15号-6-5		地元貢献金額算定 の留意点	た場合、構成企業が①地元外企業がメイン・地元外企業がサブの甲型JVを組成した場合、②地元企業がメイン・地元外企業がサブの甲型JVを組成した場合、それぞれ一次下請け、二次下請けへの地元発注金額の計算方法はど	①、②どちらの場合も地元企業への発注額の考え方は同じです。地域貢献額の算定式については、No.22の回答を参照してください。 詳細は、別紙1 特定建設工事共同企業体の地域への貢献金額算定の範囲を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
26	様式集 (Word版)	様式第15号-6-5		地域への貢献		お見込みのとおりです。 詳細は、別紙1 特定建設工事共同企業体の 地域への貢献金額算定の範囲を参照してく ださい。
27	様式集 (Word版)	様式第15号-6-5		地域への貢献	地元外企業と地元企業から構成される甲型JVから地元企業への発注額は、出資比率の割合に応じた額(以下の算定式による)が加算対象と理解してよろしいでしょうか。 「地元企業」の地域貢献金額=「地元企業」への発注額× [100%-(「構成企業(地元企業)」の出資比率)	お見込みのとおりです。 詳細は、別紙1 特定建設工事共同企業体の 地域への貢献金額算定の範囲を参照してく ださい。
28	様式集 (Word版)	様式第15号-6-5		地域への貢献	一次下請の地元企業への発注金額から二次下請の地元企業以外への発注金額を差し引いた額を地元貢献金額とから場合、下記のような問題が生じると考えられることから、当該規定については再考をお願いします。 ■問題点 「一次下請の地元外企業から二次下請の地元企業への発注金額」(「(A)」とします))より、「元請から一次で請の地元企業への発注金額(「(B)」とします」が上回っているにも関わらず、「(B) の金額から二次下請の地元にも関わらず、「(B) の金額から二次下請の地元の大企業以外への発注金額を差しい引くことで、(A)よりも計算上の金額が少ない地元貢献金額(「(C)とよすした当りとなるケースが発生することが想定といよりよます。では、対学には地元貢献金額が少ない(A)が評価されることになります。こうしたケースが発生することは、評価を負が、実態に即した地元貢献金額の出ているいの公平性に抵触する懸念があります。	原文のとおりとします。

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
29	様式集 (Word版)	様式第15号-6-5		地域への貢献	あり、二次下請けが地元外企業の場合は、一次下請けへ の発注額から二次下請け(地元外企業)への発注額を除	原文のとおりとします。 地域への貢献の提案のために、質問内容の ような違法行為や法令等に抵触する可能性 のある行為を行うことは禁止します。
30	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-5 (別紙)		運営期間の地域貢 献	地元人材の雇用に該当する職種(雇用形態)の「その他」には出向社員も含まれないと考えてよろしいでしょうか。	出向社員の場合、「職種(雇用形態)」に は、出向元企業の雇用形態を記載してくだ さい。
31	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-5 (別紙)		運営期間の地域貢 献	業務に従事する人員の地元雇用への計上は出来ないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「①運営期間中の 地元企業の活用(地元企業への発注)」に 含まれる人件費等は「②地元人材の雇用」 に計上できません。二重計上を行わないよ うにしてください。
32	様式集 (Excel版)	様式第15 号 −6−5 (別紙)	※ 5	運営期間における 地域貢献金額	ないこと。」とありますが、「運転業務委託会社」とは、運営事業者から運転管理業務の委託を受けて運営業務に従事する者のことを指し、地元人材の雇用として記	運営事業者からの雇用に加え、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受ける者の雇用を地元人材の雇用としてください。また、No.31の回答を参照してください。

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
33	様式集 (Excel版)	様式第15号-6-5 (別紙)		運営期間の地域貢 献	上しないこと。」とありますが、「プラント運転管理会社」からの派遣または出向社員は計上可能でしょうか。	ご質問にある「プラント運転管理会社」が 地元企業であり、その委託金額を「①運営 期間中の地元企業の活用(地元企業への発 注)」に計上する場合は、当該人件費は 「②地元人材の雇用」の欄には計上できま せん(二重計上不可)。一方、「プラント 運転管理会社」が地元企業ではない場合 は、No32の回答のとおり、委託を受ける者 の雇用を地元人材の雇用としてください。
34	様式集 (Word版)	様式第18号		委任状 (開札の立ち合 い)	本委任状は、契約代表者(支店長など)から、開札当日 の会場に参加する営業担当者等への委任を想定している との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	様式集 (Excel版)	様式第15号3-2 (別紙3)		操炉計画	との記載がございますが、「下回る」ではなく、「上回	本様式の操炉計画は発電量・売電量の提案 に係るものであるため、年間処理量が年間 搬入量を下回ることとしています。

5 基本協定書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
1	5	9	1		事業契約の全てが本契約として成立した日とは令和7年7月上旬の議会における議決と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

6 基本契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目名	質問の内容	回答
1	4	12	1	事故、故障等 の発生時の対 応	とは、プラントの運転、継続に支障を及ぼすような事故、故	異常事態は、プラントの運転継続に支障を及ぼすような事故、故障等に限らず、本施設の故障、停止基準値の未達、不可抗力による損害発生、その他要求水準書等に定める水準の未達成等を指します。

7 建設工事請負契約書(案)に関する質問に対する回答

	<u>~-μ/</u>	— T- HIT J		()()	に因うの負回に対		
No	頁	項目1	項目2	項目3	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	2	(4)		「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響や、ウクライナなどの戦争による物品調達への影響など、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものは含まれると考えてよろしいでしょうか。	現時点においては、新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢に係る戦争は、不可抗力には含まれません。 ただし、国等から通知、指導等が発出された場合は、 その内容に基づき対応します。
2	7	11条の3	3		事前調査	「本工事を妨げる瑕疵」の「瑕疵」には、土壌汚染を含む と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料7に示す調査範囲については、土 壌調査実施済みのため調査は不要と考えています。 田舟の里建築物周辺については、要求水準書第25 (3)ア(t)bを参照してください。
3	13	27	1		賃金又は物価の変 動に基づく請負代 金額の変更	契約金額の基準となる時点は入札提案書提出日と理解して よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	19	41			る契約の特則	債務負担行為について、現時点では、予定価格における設計・建設金額および運営管理費用の内訳はないものと理解してよろしいでしょうか。それぞれの契約額に上限はございますでしょうか。	設計・建設費及び運営費それぞれの契約額の上限は定めていません。
5	30					【年度精算分に係る部分払】において、部分払金額=出来 高金額×0.9-前払金控除額-前年度以前支払額とあります が、0.9掛けではなく、年度出来高金額を満額お支払いただ くことを検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、年度精算分に係る部分払については、別表「部 分払をする場合」1(1)、(2)に記載のとおり、当 該年度支払限度額の範囲内で出来形金額の満額の支払 となります。

8 運営業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

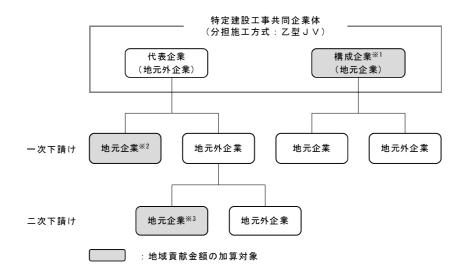
_ 0	<u> </u>	<u>里宮業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答</u>									
No	頁	項目1	項目2	項目3	項目名	質問の内容	回答				
1	1	1	4	(3)	総則(不可抗力)		カには含まれません。 ただし、国等から通知、指導等が発出された場合 は、その内容に基づき対応します。				
2	7	22	2	(3)		受注者は、運営期間を通じ、安定した電力の供給を得るため電気事業者と本施設の買電に係る契約を締結し、当該契約に係る費用を負担する。と記載ありますが、買電先につきましては事業者で選定できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。				
3	7	22	2	(5)	資源物等及び宗熱に係る取扱い	受注者は、余剰電力の売却に必要な作業(電気事業者への売却収入の請求を含む)と記載がございますが、売却によって得られる収入は貴市となりますので、受注者側で請求書を発行するのは難しいと存じます。貴市より発行された請求書を受注者が電気事業者へ郵送するという認識でよろしいでしょうか。	は削除します。				
4	11	37	4		ごみ質		計画ごみ質の範囲内か否かは、一事業年度のごみ質全体で判断します。年度内に発生した範囲外ごみ質を個々に拾い上げるわけではありません。				
5	14	46			本事業終了時の	運営期間満了日の5年前から本事業終了後の本施設の運営の継続に係る協議を発注者より申し出される、4項では継続となった場合には12か月前までに受注者が満了時の翌事業年度に係る事業の実施計画を提出する、5項では運営期間満了日の12か月前までに実施計画が提出されない場合には、運営期間満了日を持って契約が終了するとあります。いつまでに契約継続決定するとの期限の記載がございませんので、実施計画策定期間を考慮した契約継続有無の判断期限を設定願います。	する協議において決定することになりますが、判断時期の決定に際しては、実施計画策定期間に配慮することとします。 なお、第5項は、運営期間満了日の12か月前までに契約継続に係る合意が整わない場合の規定であ				

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目名	質問の内容	回答
6	14	47	5		本事業終了時の 引渡し条件	第47条5項では施設の状態を満足していないことが判明した場合、本事業終了後12か月の間に必要な補修を実施しとの記載があり、第57条4項では、修繕が終了したことを発注者が認めたときは、発注者が指定する期日までに、発注者に本施設を引き渡すとの記載があります。このことから、本事業終了後最長12か月程度、施設の引渡しが遅れる可能性があることになりますが、その理解でよろしいでしょうか。また本事業終了から施設引渡しまでの期間で、修繕対象以外の箇所で不具合が発生した場合の責任所掌は、本事業の運営事業者ではないとの理解でよろしいでしょうか。	うことを前提としており、同第6項の修繕は契約解除後においても必要な対応を求めるものであるため、第57条第4項及び第6項に関して施設の引渡しが遅れることは想定していません。 第47条第5項の補修は、施設引渡し後の対応を求めているものです。
7	17	53				受注者は、発注者が本運営業務委託契約に違反したときは、相当の 期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき は、本運営業務委託契約を解除することができる。との記載があり ますが、「相当の期間」とは具体的にどの程度の期間を規定してい るのか、ご教示をお願いします。	文のとおりとします。
8	20	64	1		保険	受注者は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険約款及び保険証券の写しを発注者に提出してその確認を受けるものとする。との記載がありますが、付保証明書の提出によりこれに替えることができると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	21	69	2		経営状況の報告 等	受注者は、本運営業務委託契約の終了に至るまで、各事業年度において、当該事業年度の財務書類を作成し、年1回自己の費用で公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3か月以内に、監査報告書とともに発注者に提出しなければならない。と記載ありますが、当該書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に作成し、その後株主総会での承認を必要とすることから、株主総会の開催時期を加味して、毎事業年度終了後4ヶ月以内として頂けないでしょうか。	から3ヶ月以内に提出することが難しい場合は、契 約協議時に落札者と協議を行います。
10	23	別紙1	2		提案された宗判 電力量の達成状 況の確認に係る	補正後の提案売電電力量(様式15号-3-1 (別紙2)で提案した提案売電電力量をごみ量、ごみ質(実績値)等で補正したもの)との記載がございますが、ここで記載されている等には、発注者で契約される売電契約でノンファーム型となった場合で、電力指令により売電制御がかかった部分の控除も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	業者により売電制御がかかった部分は考慮するも
11	23	別紙1	4		提条された宗剌 電力量の達成状 況の確認に係る	設計内容と提案書で示された仕様に乖離が生じた場合、発注者、受注者及び建設事業者の3者協議を設け、3者協議は運営開始日までに実施する旨記載がございますが、売電は季節の影響も大きく受け、試運転期間対象外の季節については実運転確認が取れないため、3者協議は運営開始後1年以内に行うとの記載に変更いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目名	質問の内容	回答
12	31	別紙5	3	(1)	物価変動等による改定	物価改定の指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について 合理性及び妥当性があると市が認める場合、市及び事業者は、協議 を行い落札者の提案する指標により事業契約を締結することができ る。と記載がありますが、入札時に事業者が提案することは可能で しょうか。	6-4 (別紙2) 及び (別紙3) の「改定指標 (提 案)」欄に提案する指標を記入の上、入札提案書 類提出時に提出してください。
13	31	別紙5	3	(1)	物価変動等によ る改定	変動費単価の燃料費指標に「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する油類」と記載ありますが、この「該当する油類」というのは、入札時に事業者が適切な指標を提案可能ということでしょうか。	併せてNo.12の回答を参照してください。
14	34				別表 7 保険 (64条)	契約書案に記載の保険はあくまで例であり、付保内容が同等以上であれば、事業者提案が可能という理解でよろしいでしょうか。必ずしも、名称が契約案に記載の内容と一致しないことがあります。	お見込みのとおりです。
15	1	1	4	(3)	総則	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響や、ウクライナなどの戦争による物品調達への影響など、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものは含まれると考えてよろしいでしょうか。	
16	4	10	3			「3 発注者は、再委任先等に対する委任又は請負に関して、受注者に対して、当該委任又は請負に係る契約の条件(契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限られない。)その他の必要な事項の説明を求めることができる。」とありますが、再委託契約代金の提示はPPP/PFI事業の主旨を鑑みると不適応と考えます。 再委託契約代金の説明(提示)は除外していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
17	8	23	4				処理不適物の混入に関して、発注者及び受注者の いずれの責めにも帰すことのできない場合を指し ます。
18	8	25	7		業務マニュアル 及び業務計画書 等の作成	「7 発注者は、業務マニュアル及び業務計画書等の確認又はその変更の承諾を行ったこと自体を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。」とありますが、発注者による承諾行為の目的をご教示願います。	施方法や計画等が、要求水準書等を満たし、適切
19	11	37	2		ごみ質	計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理にかかった費用について、発注者が負担する条件として「計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分を受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したとき」とのご記載については、「受注者の説明が客観的に合理的である場合」と同視させていただいてよろしいでしょうか。	原文のとおり、発注者の同意が必要です。

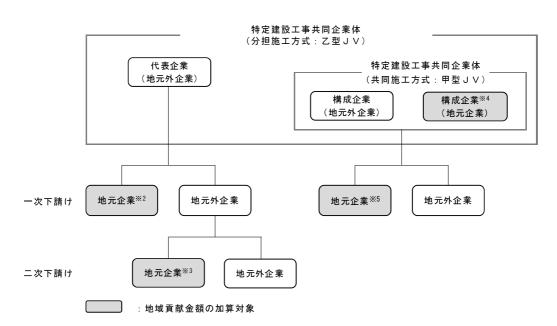
No	頁	項目1	項目2	項目3	項目名	質問の内容	回答
20	11	37	2, 4			「4 本施設に搬入された処理対象物の性状が計画ごみ質の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行う。かかる判断に必要なデータの収集、検査等は、全て受注者の費用において実施する。」とありますが、2項では「当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できる。」とあります。 当該事業年度のごみ質を、当該事業年度の最終月に精算を行うことはタイミング的に不可能です。当該事業年度のごみ質による費用増加分の精算は、当該事業年度の翌々月等に精算を行うなどタイミングを変更していただけないでしょうか。	を踏まえ、協議を行います。
21	12	42	1		法令変更		
22	14	46	4		本事業終了時の 取扱い	「また、当該協議の結果にかかわらず、受注者は、次の各号に係る情報及び資料を含む発注者が請求する情報及び資料の提供を行わなくてはならない。」とありますが、運営期間中の財務諸表を毎年提出するため、これにて代替することは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
23	30	別紙5	3	(1)	物価変動寺の指	電気の従量料金に係る物価スライドについては、「各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、発注者と受注者が変更内容をもとに協議し、発注者が変更等を決定する。」と記載されておりますが、燃料費調節額や再エネ賦課金を含んだ従量料金の変動に合った、料金改定を検討いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	33	別紙6				不可抗力の場合の費用負担で、「運営業務委託料を20で除した金額の100分の1以下の額(不可抗力が数次にわたるときは発注者の一会計年度に限り累積する。)は、受注者の負担とする。」を削除していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

特定建設工事共同企業体の地域への貢献金額算定の範囲



- ※1 乙型 JV の構成企業(地元企業)受注額から一次下請け(地元外企業)への発注額を除いた金額を加算対象とする。
- ※2 乙型 JV の構成企業(地元外企業)から地元企業への発注額のうち、二次下請け(地元外企業)への発注額を除いた 金額を加算対象とする。
- ※3 一次下請けの地元外企業から地元企業への発注額(100%)を加算対象とする。

図1 地域貢献金額の加算対象の範囲(分担施工方式:乙型 JV の場合)



※4 甲型 JV の構成企業^{※4} (地元企業) は、出資比率に応じた額から構成企業^{※4} (地元企業) の出資比率に応じた一次下請け(地元外企業) への発注額を除いた額を加算対象とする。なお、甲型 JV の構成企業のうち、地元企業が複数の場合には、出資比率の合計により地域貢献金額を算定する。

「構成企業*4 (地元企業)」の地域貢献額

- = (甲型 JV 受注額 × 「構成企業^{※4} (地元企業)」の甲型 JV 出資比率) (「地元外企業」への発注額×「構成企業 ^{※4} (地元企業)」の甲型 JV 出資比率)}
- ※5 乙型 JV の構成企業である甲型 JV から地元企業への発注額は、出資比率の割合に応じた額(以下の算定式による)を加算対象とする。

「地元企業※5」の地域貢献金額

- =「地元企業^{*5}」への発注額× {100%- (「構成企業^{*4} (地元企業)」の甲型 JV 出資比率) ^{*4}}
- 図2 地域貢献金額の加算対象の範囲(分担施工方式: 乙型 JV の構成企業が甲型 JV の場合)